

令和7年度 八王子市介護支援専門員研修
新任・現任研修「八王子の介護保険と高齢者施策」

資料

- ① 八王子市福祉部介護保険課 認定審査担当
「認定審査担当からのお願い」(P2)
- ② 八王子市福祉部介護保険課 総務・給付担当
「給付適正化とケアマネジメント」(P5)
- ③ 八王子市福祉部介護保険課 総務・給付担当
「住宅改修と福祉用具」(P36)
- ④ 八王子市福祉部生活福祉総務課 医療・介護担当
「生活保護制度と介護保険制度」(P83)
- ⑤ 八王子市福祉部高齢者福祉課
「在宅生活を支える高齢者福祉」(P100)
- ⑥ 八王子市福祉部高齢者いきいき課 元気応援担当
「八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画について」(P141)

要介護認定等の資料提供についての申出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

記入例

要介護認定等の資料について、介護サービス計画等介護保険事業の適切な運営を目的に必要なため、資料の提供を受けた際は、八王子市個人情報保護条例等関係法令に基づき、以下の遵守事項を遵守し、違反した場合、今後資料提供が受けられなくても差支えありません。

申出者 (提供対象者)	申出者	八王子 太郎		事業者名称	八王子市地域包括支援センター 〇〇〇								
	連絡先	住所	八王子市本町24-1										
提供資料		電話	042-626-3111										
		☐ 本人 ☐ 親族() ☐ 成年後見人、保佐人又は補助人 ☐ 居宅介護支援事業者 ☐ 施設職員 ☐ その他の介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者											
		介護保険被保険者証を確認のうえ、記載漏れや誤りのないよう、正確に記入してください。											
	被保険者番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	被保険者氏名	介護 太郎
	被保険者住所	八王子市元本郷町3-24-1メゾンkaigo 101号											
	被保険者生年月日	明治・大正・昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日					被保険者性別	被保険者証に記載された住所を記入してください。(集合住宅名、部屋番号がある場合、略さず全て記入してください)					
	提供資料の対象	平成・令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 認定分					被保険者証に記載された認定年月日を記入してください。						
	資料提供の方法	☒ 写しの交付 ☐ 閲覧					提供資料の種類	☐ 主治医意見書					

上記提供資料の対象となる認定結果にかかる要介護認定申請書の同意欄において

☐本人の同意あり(下記同意欄に署名は不要です)

本人の同意がない場合、下記本人同意欄に署名が必要です。

■本人同意欄

私は、八王子市が保有する私の上記資料について、上記申出者(提供対象者)が提供することに同意します。

本人氏名

介護 太郎

(提供対象者の遵守事項)

- (1) 本人の情報(以下「本人情報」という。)について、個人の権利利益の侵害を防止するとともに本人の基本的人権を尊重した上で慎重に取り扱うこと。
- (2) 本人情報又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を、介護サービス計画作成等以外の目的に使用しないこと。
- (3) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を本人又は本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは提供しないこと。
- (4) 提供対象者(本人又は本人の親族を除く。)の従業者又は従業者であった者に対して、第1号の遵守事項を徹底した上で、第2号及び第3号に掲げた行為を行わないよう必要な措置を講じること。
- (5) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画作成等以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
- (6) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡しその指示に従い善処すること。
- (7) 本人とのサービスの提供にかかる契約関係が終了した場合、その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなった場合には、速やかに当該資料(複写し、又は複製したものを含む。)を本人に提出するか又は責任を持って安全かつ確実に破棄すること。
- (8) 本人又は八王子市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときには、いつでもこれに応じること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、業務に関して知り得た個人情報に関する情報をみだりに他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

介護保険

要介護認定・要支援認定
要介護更新認定・要支援更新認定

申請書記入例

申請に必要なもの	☐ 申請書 ☐ 介護保険被保険者証
	☐ 提出者の身分証明書(個人番号カード、運転免許証、介護支援専門員証等)
	☐ 被保険者の個人番号が確認できるもの(個人番号カード等) ※
	☐ 40～64歳の方は、マイナ保険証(または医療保険証等※のコピー)
提出者が代理人(被保険者本人以外)の場合→ ☐ 上記に加え委任状	

※ 個人番号が分からない場合は、個人番号欄の記入は不要です。

※ 医療保険者から交付される、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」等です。

主治医意見書について

主治医意見書は市から医療機関に作成を依頼しますので、必ずかかりつけの医師名、医療機関の名称・所在地の記入をお願いします。なお、診察を受けていませんか、医療機関によっては意見書を作成できない場合があります。診察を受けていない方は医療機関にご相談ください。

介護保険

要介護認定・要支援認定
要介護更新認定・要支援更新認定

申請書

個人番号が分からない場合は、記入は不要です。

① 被保険者	個人番号	* * * * *	性別	男・女
	被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	生年月日	明治・大正・昭和 〇年〇月〇日
	フリガナ	カイゴ タロウ		
	氏名	介護 太郎		
	住所 (住民票上)	〒 192-8501 TEL 042-620-7414 八王子市元本郷町3-24-1		
現在の居所	※ 上記以外の住所(病院・施設・親戚の家等)にいる方は、下の欄に記入してください。 〒 196-0066 八王子市本町24-1 退院予定 未定・有(〇月〇日頃) 八王子〇〇病院 TEL 042-626-3111			

病院に入院中、施設に入所中の方や親戚の家等、ご住所以外にいる方は必ず記入してください。
退院や退所等の予定がある方は、退院予定欄へあわせて記入してください。

八王子市長
次のとおり申請します。
申請年月日 年 月 日

現在、要支援の方で変更申請をご希望される場合は、その他の欄に理由を具体的に記入してください。(骨折による状態の悪化、認知機能の低下等)

現在の要介護状態区分等	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日						
申請理由	☒ ヘルパー等の利用を希望 ☐ デイサービス等の利用を希望 ☐ 福祉用具の利用を希望 ☐ 住宅改修を希望 ☐ 介護保険施設に入院・入所中 ☐ その他() ※ 要支援者の変更申請の場合は「その他」に理由を具体的に記入してください。						

認定調査を行う日時調整の連絡をしますので、必ず平日の昼間に連絡の取れる方を記入してください。

② 認定調査	調査日等の連絡先	フリガナ 氏名 被保険者との関係	カイゴ イチロウ 介護 一郎 長男	※平日の昼間に連絡の取れる番号 TEL 090-1234-XXXX, 042-620-7414 (携帯電話・勤務先・自宅)
	立会い希望	有 無	立会う方	家族(続柄:長男、長女)・ケアマネジャー・施設職員・その他()
	本人の状況	配慮が必要(聴力・伝達能力)・その他()		

歯科医師や柔道整復師には依頼できません。眼科や耳鼻科、皮膚科等では記載できない場合がありますので、事前に医療機関へご相談ください。

③ 主治医	フリガナ	ハチオウジ ハナコ	医療機関	〒 196-0066 TEL 042-626-3111
	氏名	八王子 花子 先生	所在地	八王子市本町24-1
	(整形外科 科)	フリガナ 名称	ハチオウジ〇〇ピョウイン 八王子〇〇病院	
	受診状況	定期的・不定期	最終受診日	年 月 日
次回受診予定日	年 月			

受診状況・最終受診日・次回受診予定日をわかる範囲で記入してください。入院中の方は、受診状況等の記載は不要です。

④ 同意	介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、八王子市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、若しくは地域ケア会議の関係人、又は主治医意見書を作成した医師等に情報提供することに同意します。	被保険者氏名	介護 太郎
------	--	--------	-------

同意される場合は、被保険者の署名をお願いします。

⑤ 提出者	住所 (所在地)	〒 192-8501 TEL 042-626-3111 八王子市元本郷町3-24-1	代行事業者記入欄	☐ 地域包括支援センター ☐ 居宅介護支援事業者 ☐ 指定介護老人福祉施設 ☐ 介護老人保健施設 ☐ 介護医療院
	事業者名		※ 提出者とは別に担当者がある場合(ケアマネジャー等)は記入してください。	⑥ 担当者
	フリガナ 氏名	カイゴ イチロウ 介護 一郎	被保険者との関係	長男

窓口での提出者とは別に担当者(ケアマネジャー等)がいる場合は、記入してください。担当者が分からない場合は記入不要です。

医療保険のことをご記入ください。マイナ保険証の方はマイナポータルの資格情報をご覧ください。

医療保険	保険者名 :	保険者番号 :
	記 号 :	番号・枝番 :

第2号被保険者	40歳から64歳の方は、特定疾病名及び医療保険を記入してください。	特定疾病名	
---------	-----------------------------------	-------	--

40～64歳の方は、特定疾病名、医療保険の記入が必要です。添付特定疾病名については、主治医によく確認してください。
申請書提出の際はマイナ保険証(または医療保険証等のコピー)をお持ちください。

事務処理欄	☐ 介護保険証回収 ☐ 資格者証発行 ☐ 質問票配付	身元確認 ☐ 個人番号カード(1) ☐ 運転免許証(1) ☐ 介護支援専門員証(1) ☐ 医療保険証(2) ☐ 介護保険証(2) ☐ その他()	代理権確認 ☐ 委任状 ☐ 介護保険証 ☐ その他() ☐ 提示なし	個人番号確認 ☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ その他() ☐ 提示なし
訪問調査日調整済				
予定日	年 月 日	事務所・包括	()	
委託先		担当:		

平成 29 年 4 月 17 日

各居宅介護支援事業所 御中

八王子市福祉部介護保険課

介護認定審査会の進捗問合せに対応する専用ダイヤルの開設について（通知）

平素より、本市の介護保険事業に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

この度、介護サービス事業者等からの介護認定審査会の進捗問合せに対応するため、「介護認定審査会進捗問合せ専用ダイヤル」を開設します。

今後は、下記のとおり御活用いただきますようお願いいたします。

記

- 1．開始日時 平成 29 年 4 月 24 日（月）午前 9 時から
- 2．利用可能日時 市役所開庁日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
- 3．問合せ電話番号 042 - 620 - 7471
この番号は専用ダイヤルです。一般には公開しません。
- 4．電話対応 委託事業者が対応します。
- 5．対応可能事項 (1) 認定審査会予定日
(2) 認定審査会未定の場合の遅延理由（意見書・調査票未受領）
上記以外は介護保険課認定審査担当(直通 042-620-7414)へお掛けください。
- 6．注意事項 (1) 事業者名と名前を必ず伝えてください。
(2) 申請者の被保険者番号及び氏名を伝えてください。
(3) 原則、進捗問合せは専用ダイヤルにお掛けください。

問合せ先：八王子市福祉部介護保険課

認定審査担当 電話 042-620-7414

給付適正化とケアマネジメント

八王子市 福祉部 介護保険課 総務・給付担当



研修内容

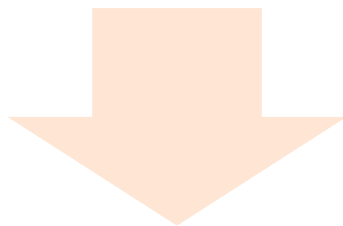
- * 給付適正化事業について
- * ケアマネジメントに関する留意事項
- * 介護保険課からのお知らせ

給付適正化事業

●給付適正化の基本的な考え方

「介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すこと」

(厚労省「介護給付適正化計画に関する指針」より抜粋)



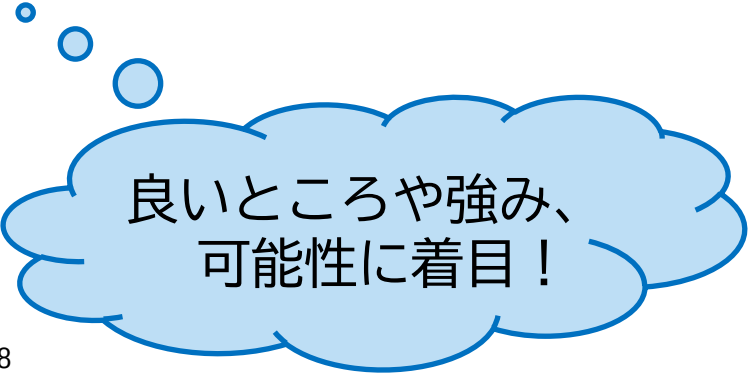
- ・ケアプラン点検
- ・介護支援専門員研修
- ・ケアマネジャーガイドライン
- ・ケアプラン自己点検支援マニュアル など

利用者の望む暮らしの実現のための
「自立支援に資するケアマネジメント」

八王子市の考える「自立支援」

Ⅱ

楽しみのある生活の支援



良いところや強み、
可能性に着目！

ケアマネジャーガイドライン

八王子市 ケアマネジャー ガイドライン

2024 改訂版

Hachioji City Care Manager Guideline

八王子市福祉部介護保険課



- 八王子市とケアマネジャーが共通認識のもとに業務が行えるよう、ケアマネジャーが業務を行う上での基本ルールなどをまとめたもの
- 八王子介護支援専門員連絡協議会、地域包括支援センター職員とともに作成・改訂
- 報酬改定の年度に改訂

介護予防ケアマネジメントガイドライン

八王子市介護予防 ケアマネジメント ガイドライン

2023 改訂版

Care Management Guideline for care prevention of Hachioji City

八王子市福祉部介護保険課



- 総合事業に関することをまとめたガイドライン
- 自立支援・重度化防止についての八王子市の考え方や、ケアマネジメントの実施手順、総合事業のサービスなどをまとめたもの
- 地域包括支援センター職員とともに作成・改訂

ケアプラン自己点検支援マニュアル

八王子市 ケアプラン 自己点検 支援マニュアル

2024 改訂版

Hachioji City Self-Check Support Manual of Care Plans

- 自立支援の意味や、利用者の状態に合わせた適切なケアプランの作成方法の理解を深めるためのテキスト

- ・ ケアプラン自己点検
- ・ 事業所内でのケアプラン点検
- ・ 事業所や地域での研修会



八王子市福祉部介護保険課

ケアプラン点検

- 1年に30事業所程度
 - 対面による点検 + 書面による点検
 - 市内の居宅介護支援事業所は、3、4年に一度、必ず参加
⇒対象事業所には、個別に通知を送付
- ※任意参加ではありません
- 主任ケアマネジャーと協働で実施

介護支援専門員研修

- 年10回程度の講座
- 八王子介護支援専門員連絡協議会と協働で実施
- 内容は、ケアプラン点検、医療連携など
- 対面集合形式、リモート形式による実施

研修内容

- * 給付適正化事業について
- * ケアマネジメントに関する留意事項
- * 介護保険課からのお知らせ

①同居家族がいる場合の生活援助

同居の家族等(同一敷地内や近くに住んでいる家族を含む)がいる場合、同居の家族等が行うことが基本となるため、原則は介護保険の給付対象とはなりません。

⇒ 生活援助を算定することができるのは…

- ・ 利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合
- ・ 家族等に障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合

①同居家族がいる場合の生活援助

■ やむを得ない事情に該当する例

- ・ 家族が高齢で筋力が低下して行うのが難しい家事がある
- ・ 家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまう恐れがある
- ・ 家族が仕事で不在の時に行わなくては、日常生活に支障がある

■ やむを得ない事情に該当しない例

- ・ 家族が家事が苦手
- ・ 家族が平日は働いているため、家事をする時間がない

①同居家族がいる場合の生活援助

 利用者のできること、できないこと、家族等の状況をアセスメントし、生活援助が最適なサービスであれば、生活援助のサービスを利用することも可能です。

 同居家族等の有無のみを基準として、介護給付の支給の可否を、**一律機械的に判断しないようにしてください。**

①同居家族がいる場合の生活援助

同居家族がいる場合の生活援助の介護保険給付の可否について、
介護保険課で、個別ケースの判断をすることはできません。

個々の利用者や家族等の状況をしっかりとアセスメントしたうえで、ケアプランに位置づけ、最終的なサービス導入の可否はサービス担当者会議で判断してください。

※導入に至った理由を、ケアプラン第1表や支援経過に必ず記載してください。

②返戻

- 介護報酬の審査・支払は、東京都国民健康保険団体連合会(国保連)が行っています。国保連の審査の結果、エラーとなり請求が通らない(給付管理票、または請求明細書が返戻になる)場合があります。
- 返戻となった場合、国保連から、該当者や該当年月、返戻の内容等が記載された「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が送付されます。
- 給付管理票、請求明細書を修正し、翌月以降に再提出します。

② 返戻

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年7月審査分

※介護予防・日常生活支援総合事業
分については、様式は別様式となる
が、介護給付分と見方は同様となり
ます。

令和6年7月31日

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名 □〇介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
①「被保険者氏名」 返戻（または保留）となった請求明細書等 の被保険者番号に対する被保険者氏名 が表示されます。		②「種別」 返戻（または保留）となったものの種別が表示されます。 「請」…請求明細書（サービス計画費を除く） 「サ」…サービス計画費（ケアプラン料） 「給」…給付管理票 「ケ」…介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業 の場合に限る）	④「サービス種類」 返戻（または保留）となった請求明細書 等のサービス種類が表示されます。	⑤「サービス項目等」 返戻となった請求明細書のサービス項目 コード等が表示されます。	⑥「単位数（特定入所者介護費等）」 返戻（または保留）となった請求明細書等 の単位数または特定入所者介護費が表示 されます。		⑦「事由」 返戻（または保留）となった請求明細書 等の事由に対する大まかな分類コード が表示されます。	⑧「内容」 返戻（または保留）となった請求明細書 等の返戻（または保留）の内容（事由）が 表示されます。	⑨「備考」 返戻（または保留）となった請求明細書等の 返戻（または保留）の内容（事由）を「介護保 険審査チェックエラーコード一覧」のエラーコ ードで表示します。
		③「サービス提供年月」 返戻（または保留）となった請求明細 書等のサービス提供年月が表示され ます。							

※ 種別 : サ…サービス計画費請求明細書、 請…請求明細書、 給…給付管理票 ケ…介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）

※ 備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

②返戻

【代表的な返戻】

「八王子市ケアマネジャーガイドライン2024改訂版」 P184～186から抜粋

エラーコード	概要	内容・対処方法
12P4 12P5	居宅サービス計画作成依頼 (変更)届出書に関するエラー	請求をする月の <u>前月までに</u> 居宅届の提出がされていない場合に出るエラーです。 ※ <u>居宅届を提出した月の、翌月以降</u> に再度請求してください。
12PA	区分変更申請に関するエラー	利用者が <u>区分変更申請を</u> していて、 <u>前月までに結果が確定していない状態</u> で請求した場合に出るエラーです。 ※認定年月日を確認し、 <u>介護度が確定した月の翌月以降</u> に再度、請求してください。
12SA ASSA	負担割合に関するエラー	利用者の <u>負担割合</u> が市の受給者台帳と一致しない場合に出るエラーです。 ※負担割合証で正しい負担割合を確認の上、翌月に再度、請求してください。

②返戻

■ よくある問い合わせ

Q 居宅サービス計画作成(変更)依頼届出書は、いつまでに提出すれば翌月の請求に間に合うの？



A 月の最終営業日までに提出のあったものについて、翌月に請求ができるわ。

例えば、5月中にサービスを利用開始した方の居宅届を、5月31日までに提出してもらおうと、5月中に入力した居宅届の情報を6月上旬に市から国保連に送るから、6月10日に請求することができるわ。

郵送で送る際には、月の最終営業日までに介護保険課に到着している必要があるから、注意してね。



②返戻

その他の代表的な返戻については、
「八王子市ケアマネジャーガイドライン 2024改訂版」
P184～186に掲載しています。



- ガイドラインに掲載がないなど、返戻の原因が分からない場合は、
国保連または介護保険課 総務・給付担当(042-620-7459)まで
お問い合わせください。
- 介護保険課へお問い合わせいただく際にはエラーコードをご確認の上、
ご連絡いただくとスムーズに確認ができます。

③軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）

「八王子市ケアマネジャーガイドライン 2024改訂版」P86～

要支援1, 2及び要介護1（軽度者）の方が、以下の福祉用具を借りる場合、原則介護保険給付の対象外。【老企36号第2の9(4)】

<軽度者が原則給付対象外となる福祉用具>

- ・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く。)
- ・自動排泄処理装置

(※)自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものは除く)については、
要介護2及び要介護3の者も、原則給付の対象外。

⇒厚生労働大臣が定める者については、一定の条件を満たす場合のみ、**例外的に**貸与が認められる。

③軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）

■「厚生労働大臣が定める者」とは・・

種目	厚生労働大臣が定める者
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者
カ 自動排泄処理装置 (尿のみの自動的に吸引する機能のものを除く)	次のいずれにも該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者 (二)移乗において全介助を必要とする者

③軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）

■「一定の条件」とは・・

- ① 要介護認定における直近の基本調査結果等に基づく判断があった場合
⇒ 手続き不要
- ② 市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合
⇒ 軽度者申請

③軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）

① 要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合

種目	厚生労働大臣が定める者	厚生労働大臣が定める者に該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7「3. できない」 ※主治医の所見により、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる」状態であることが確認されている
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	1-4「3. できない」 1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又 3-2～3-7のいずれか「2. できない」又は3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2「4. 全介助」以外

③軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）

① 要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合

種目	厚生労働大臣が定める者	厚生労働大臣が定める者に該当する 基本調査の結果
オ 移動用リフト （つり具の部分 を除く）	次のいずれかに該当する者 （一）日常的に立ち上がりが困難な者 （二）移乗において一部介助又は全介助を 必要とする者 （三）生活環境において段差の解消が必要 と認められる者	1－8「3. できない」 2－1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 ※主治医の所見により、「生活環境において段差の解消が 必要と認められる」状態であることが確認されている。
カ 自動排泄処理 装置	次のいずれにも該当する者 （一）排便において全介助を必要とする者 （二）移乗において全介助を必要とする者	2－6「4. 全介助」 2－1「4. 全介助」

太枠内に該当する場合は、**軽度者申請不要**
※ただし、電動車いす及び電動車いす付属品は、
全て申請が必要

③軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）

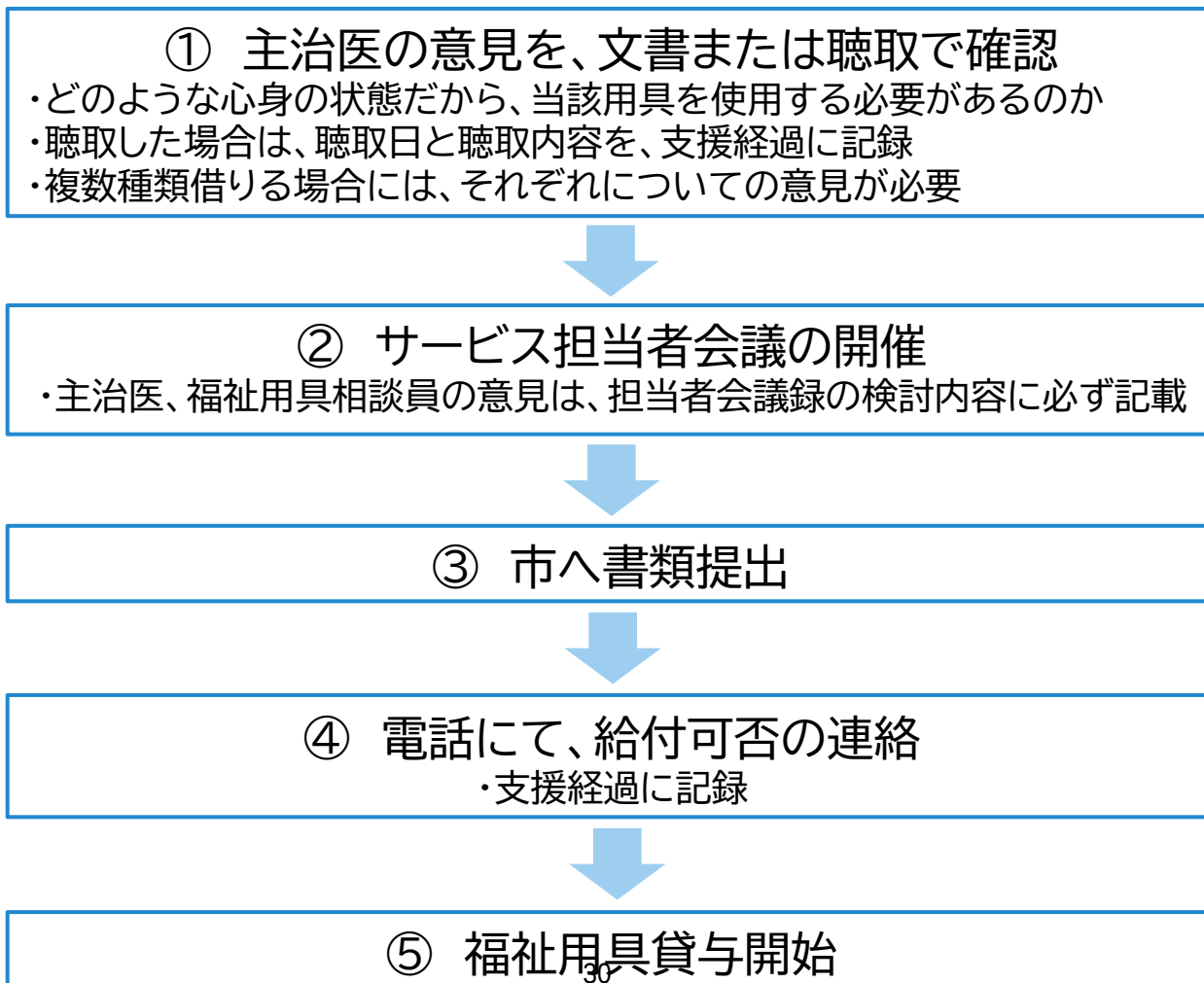
② 市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合

⇒ 事前に、市へ書類を提出し、承認を得る

= 軽度者申請

③軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）

■ 軽度者申請の流れ



③軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）

■ 軽度者申請にかかる提出書類（ケアマネジャーガイドラインP86）

- 軽度者に対する福祉用具貸与に係る届出書
- 軽度者に対する福祉用具貸与に係る利用者の状態確認表（電動車いすの場合のみ）
- 居宅サービス計画第1表～第4表の写し（介護予防の場合は、介護予防サービス計画A表～D表に加え、E表又はE表別紙）
- （医学的な所見を文書で確認した場合）医学的所見を確認した書類・文書の写し
- （担当ケアマネジャーが主治医から医学的所見を聴取した場合）居宅介護支援経過第5表（介護予防の場合は介護予防支援経過記録E表）

③軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）

■ 軽度者申請にかかる注意事項

- 原則として、貸与開始前に申請を行い、承認を受ける必要があります。届出前に遡って貸与を開始することはできません。
- 認定期間に対して承認を行っているため、更新認定や区分変更認定を受けた場合は、再度申請を行う必要があります。（認定期間中にケアマネジャーが変更となった場合は、再度申請する必要はありません）
- 主治医の医学的所見は、ケアマネジャーが確認してください。
- 届出書の主治医の医学的所見は、ケアマネジャーが記載してください。
- 必ず、主治医の所見を確認した後に、サービス担当者会議を行ってください。

研修内容

- * 給付適正化事業について
- * ケアマネジメントに関する留意事項
- * 介護保険課からのお知らせ

問い合わせ先

■ ケアマネジメント業務・給付の可否(住宅改修・福祉用具購入を除く)等に関すること

介護保険サービス事業者専用ダイヤル **042-620-7459**

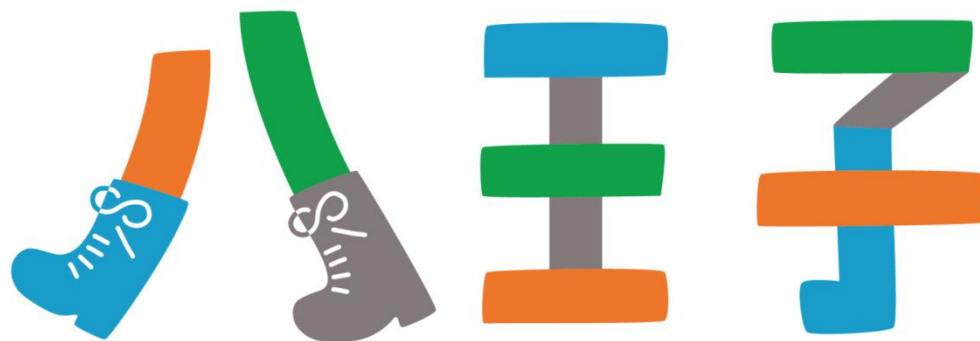
※なお、この番号は介護保険サービス事業者専用ダイヤルになりますので、一般市民には公開しません。

■ 上記以外の介護保険サービス等に関すること

総務・給付担当 042-620-7416

ご清聴ありがとうございました。

あなたのみちを、
あるけるまち。



介護保険の 福祉用具と住宅改修

～住環境整備のためのアセスメント～

八王子市福祉部介護保険課 総務・給付担当

研修内容

1. 福祉用具や住宅改修の必要性	P. 3
2. 福祉用具貸与について	P. 8
3. 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の留意点	P.11
4. 特定福祉用具購入について	P.15
5. 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制	P.17
6. 福祉用具サービス計画の活用	P.22
7. 住宅改修の留意点	P.24
8. 住環境整備のためのアセスメントについて	P.32
9. 基本情報から住宅改修理由書・福祉用具の導入まで	P.36
10.介護保険以外の住宅改修制度	P.45
11.資料の紹介	P.47

1. 福祉用具や住宅改修の必要性

介護が必要になった人にとって、日々の生活を過ごす住環境を整えることは、とても大切なことです。

身体機能に適した福祉用具を利用する

残存機能を十分に生かすことができるように住宅を改修する



利用者が望む生活を実現する

住み慣れた場所・地域で可能な限り自立し、いきいきと暮らし続けていくために、住環境の整備は欠かせないものです。

住宅・土地状況調査 平成30年(2018年)の結果から

- 市内の住宅で、高齢者等のための設備がある住宅は約半数。

手すり

またぎやすい高さの浴槽

車いすで通行可能な通路幅

段差のない屋内

道路から玄関まで車いすで通行可能

- この中で最も多いのは、手すり。階段、浴室、トイレ、玄関の順。
- ただし、一人一人の身体状況にあった形状や場所というわけではありません。

- 八王子市の住宅施策で重要と思われること

(2020年 住まいに関する意識調査の集計)

1位 耐震化に対する補助

2位 住宅の長寿命化のためのリフォーム支援

3位 バリアフリー化改修への補助

65歳以上の階層では、バリアフリー化改修への補助がさらに高い割合となっています。

これらのことから、福祉用具や住宅改修の必要性が高いことが、わかるのではないのでしょうか。

高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン(H31.3月)

- 「高齢期」とは？

65～74 歳のいわゆる「アクティブシニア」といわれる世代

50～64 歳のいわゆる「プレシニア」といわれる世代

- 専門家(建築士など)が、必要に応じて医療・介護等の専門家の知見も得て、個々の高齢者に応じた最適な住まいや住まい方の提案を行う。

- 介護が必要になってからも暮らせる「住まい」を目指す。

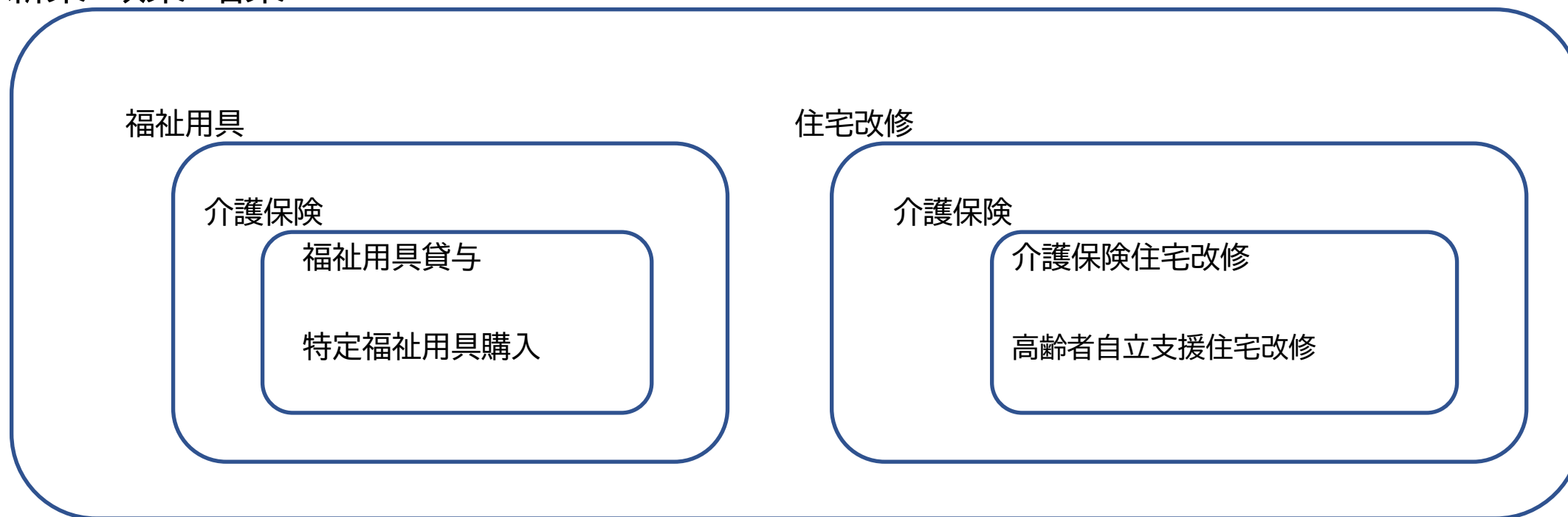
高齢期の生活に必要な住宅性能を確保し、介護が必要となっても軽微な対応(介護保険の適用による手すりの設置や福祉用具等の使用)により暮らしつづけられる「住まい」

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/house07_hh_000202.html

住環境整備

新築・改築・増築



介護保険の福祉用具サービスや住宅改修は、住環境整備の一部です。
高齢者に必要なものが、全て対象になるわけではありません。

2. 福祉用具貸与について

- 利用者の自立支援と介護者の負担軽減のため
- 身体状況に合った福祉用具を使用するため、交換できるように貸与が原則。

- チェックポイント

☐ 使う人の身体に合っていますか？

☐ 本人や介護者が無理なく操作できますか？

☐ 今のままの住居の中で使えますか？

福祉用具の衛生管理 シルバーサービス振興会ホームページより引用

回収 使用済みのレンタル商品を専用車輛で回収



洗浄 マットレスは丸洗い洗浄で内部の汚れを洗浄



点検 部品の破損・欠落チェック、感染危険商品の分離等



消毒 電解水・ガスなどで徹底的な殺菌・消毒(写真はホルマリンガスでの消毒)



保守点検 作動確認、検針器による異物の混入のチェック



保管・納品 ビニールに梱包し、回収した商品とは別に保管
次のお客様にお届けするまで、清潔な状態で保管



消毒の各工程の履歴管理

バーコード管理などにより、商品の流通状況等を管理

管理されている主な項目

搬入・搬出日

商品が特定できる記号など

消毒作業を行った年月日時、作業担当者

作業消毒設備・装置、使用消毒薬など



3. 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の留意点

【1】主治医の意見の確認

福祉用具が必要な理由を文書または聴取で確認してください。

主治医の所見を求める際には、どのような心身の状態で、当該用具の貸与が必要かを示してもらうようにしてください。

※聴取の場合は、聴取日と聴取内容を詳細に支援経過(第5表またはE表)に記録してください。



【2】サービス担当者会議の開催

主治医の所見にもとづき、福祉用具の必要性について担当者会議を行います。

必ず、主治医の意見を確認した後に、担当者会議を開催してください。

【3】直近の基本調査(認定調査票)で別紙1の「届出必要」に該当する状態像であるか確認。

(八王子市ケアマネジャーガイドライン2021改訂版P90～92参照)



【4】市へ関係書類の提出



【5】給付可否の連絡。

市から電話で、担当ケアマネジャーに連絡をします。ケアマネジャーはその結果を支援経過(第5表またはE表)に記録してください。



【6】貸与開始

- 車いす(電動車いすを除く)と移動用リフト(昇降座いす、立ち上がり補助いすを除く)の場合

主治医から「車いす(または移動用リフト)が必要である」との意見をもらう



担当者会議を行う



ケアプランに位置付け、貸与開始

市への届け出は不要です。

それ以外は、他の福祉用具の軽度者貸与の手順と同じです。

- 再度の軽度者申請について

以下のうち、いずれかの変更があった場合には、再度、市の確認を受けてください。

1. 利用者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。
2. 新たに種目の異なる福祉用具の貸与を受けるとき。

4. 特定福祉用具購入について

- 入浴やトイレで使う福祉用具は、レンタルではなく購入対象になっています。
- 他人が使用したものを再利用することには、抵抗感があるためです。
- 指定を受けた福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員が、福祉用具サービス計画を作成し、利用者に説明して販売を行います。
- 支給限度基準額は1年間に10万円(毎年4月から1年間)
- 同一品目の再購入は原則できません。
- 身体状況の変化や、破損による再購入は、事前に介護保険課へご相談ください。
- 支給限度基準額や購入歴は介護保険課でお答えしています。

浴槽台(浴槽内いす)

- 浴槽内に置いて利用することが、要件です。
- 浴槽をまたぐときの踏み台にすることは、転倒する危険があるため認められません。

浴室内すのこ

- 浴室入口の段差だけでなく、浴槽をまたぐ高さにも考慮が必要です。
- 段差解消のための福祉用具です。転倒や踏み外しを防ぐため、浴室の洗い場全体に敷く必要があります。

5. 福祉用具貸与と特定福祉用具購入の選択制

令和6年4月1日より、一部の福祉用具に関して、貸与と購入の選択制が導入されました。

【選択制の対象となる福祉用具の種目・種類】

○固定用スロープ

例

品名: インタースロープ50 111cm幅

メーカー: 株式会社モルテン



○歩行器(歩行車を除く)

例

品名: アルコー10型M

メーカー: 株式会社星光医療器製作所



○単点杖

(対象はカナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチのみ)

【ロフストランド・クラッチ】

例

品名:エルゴグリフクラッチ・クローズドカフ
メーカー:プロト・ワン有限会社



【プラットホーム・クラッチ】

例

品名:プラットホーム・クラッチ
メーカー:日進医療器株式会社



※カナディアン・クラッチはロフストランド・クラッチに類似しているもので、上腕三頭筋と脇で脇当てを挟み体重を支持しますが、現在はあまり見られません。

○多点杖



例

品名:マグネシウム4点杖

メーカー:フジホーム株式会社

※福祉用具の写真は公益財団法人テクノエイド協会ホームページより引用

【利用者への説明・提案】

- 利用者に貸与又は購入の選択が可能であることを説明します。
- 貸与・購入それぞれのメリット及びデメリット等必要な情報を提供し、福祉用具専門相談員と連携して提案を行います。

貸与・購入選択制対象福祉用具の提案を行う際の注意点

提案に際しては下記の点を踏まえて行ってください。

- 利用者へのアセスメント
- 福祉用具専門相談員や医師・リハビリテーション専門職等の意見
- 退院・退所前カンファレンス
- サービス担当者会議等

なお、医師の意見については、主治医意見書や診療情報提供書等に福祉用具に関する記載がない場合で、その他の情報により必要な情報が得られているのであれば、必ずしも要しません。

選択制対象福祉用具の購入申請を行う際の注意点

購入の申請については、以下の点にご注意ください。

- 貸与が可能なことを利用者本人に説明し、自身の心身の状況等も勘案した上で購入を選択してもらっている。
- 複数個購入する場合は、客観的な理由がある。
- 貸与していた用具を購入に切り替える場合、貸与期間が購入日以前に終了している。
- 新品である(中古品の購入は原則として想定されていない)。

6. 福祉用具サービス計画の活用

ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)						管理番号		
						作成日		
						福祉用具 専門相談員氏名		
フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間		
利用者名	様		M・T・S 年 月 日			～		
住所						TEL		
居宅介護支援事業所						担当ケアマネジャー		
相談内容	相談者				利用者との続柄		相談日	
ケアマネジャーとの相談記録							ケアマネジャーとの相談日	
身体状況・ADL (年 月) 現在			疾病					
身長	cm	体重	kg	麻痺・筋力低下				
寝返り	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かにつか まらな い	☐ 一部介 助	☐ でき ない	障害日常生活自立度			
起き上がり	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かにつか まらな い	☐ 一部介 助	☐ でき ない	認知症の日常生活自立度			
立ち上がり	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かにつか まらな い	☐ 一部介 助	☐ でき ない	特記事項			
移乗	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助	☐ 全介 助	介護環境			
座位	☐ できる	☐ 自分の手 で支え ればで きる	☐ 支えて もらえ ればで きる	☐ でき ない	家族構成/主介護者			
屋内歩行	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かにつか まらな い	☐ 一部介 助	☐ でき ない	他のサービス 利用状況			
屋外歩行	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かにつか まらな い	☐ 一部介 助	☐ でき ない	利用している 福祉用具			
移動	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助	☐ 全介 助	特記事項			
排泄	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助	☐ 全介 助	意欲・意向等			
入浴	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助	☐ 全介 助	☐ 利用者から確認できた ☐ 利用者から確認できなかった			
食事	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助	☐ 全介 助	利用者の意欲・意向 今困っていること(福祉用具で期待することなど)			
更衣	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助	☐ 全介 助				
意思の伝達	☐ 意思を他者に 伝達できる	☐ ときどき伝達で きる	☐ ほとんど伝達 できない	☐ 伝達でき ない				
視覚・聴覚								
居宅サービス計画				住環境				
利用者及び家族の生活に対する意向	利用者	家族	☐ 戸建 ☐ 集合住宅 (階) (エレベーター 有 無) 例: 段差の有無など					
総合的な援助方針								

[illegible]

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)					管理番号	
フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間
利用者名	様		M・T・S 年 月 日			～
居宅介護 支援事業所					担当ケアマネジャー	
生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)			福祉用具利用目標			
選定福祉用具(レンタル・販売)			(/ 枚)			
	品目	単位数	選定理由			
	機種(型式)					
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
留 意 事 項						
	☐ 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。 ☐ 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。 ☐ 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。				日付	年 月 日
					署名	印
					(続柄)代筆者名	() 印
事業所名				福祉用具専門相談員		
住 所			TEL			FAX

福祉用具サービス計画

福祉用具専門相談員から、利用者だけではなく、担当ケアマネジャーにも交付することが義務化されています。
福祉用具専門相談員との連携に、活用してください。

7. 住宅改修の留意点

介護保険制度における住宅改修費の支給対象となる住宅改修

- ・手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの。
- ・本人の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限られます。

→老朽化や破損箇所の修理は対象にはなりません。

- ・支給限度基準額は20万円。
- ・例外なく、被保険者証の住所の住宅のみ対象となります。
- ・最初の住宅改修着工日から、介護度が著しく重くなった場合は、再度支給限度基準額が20万円になります。この例外は1回だけ適用されます。

3段階リセット

- 要支援1 → 要介護3から5
- 要支援2・要介護1 → 要介護4・5
- 要介護2 → 要介護5

※要支援2と要介護1は同じ段階ですので、ご注意ください。

転居リセット

- 支給限度額の管理は、現に居住している住宅について行われるため、転居した場合は転居後の住宅について、再度支給限度基準額が20万円になります。

- 介護保険住宅改修の対象
 - 1 手すり 2 段差の解消 3 床材の変更 4 扉の取換え等
 - 5 和式便器から洋式便器への交換
- 例外なく、工事前の申請が必要です。
- 市と契約している受領委任業者に限らず、一般の工務店に依頼することができます。書類の作成や申請については、介護保険課総務・給付担当からご案内しますので、早めにご連絡ください。
- 本人や家族が施工する場合も、必要書類は同じです。材料費のみの支給となります。見積の根拠として、ネット通販の画面、ホームセンターでの商品と価格表示の写真等が必要です。

住宅改修の事前申請書類(住宅改修の手引きから抜粋)

①申請書 償還払い又は受領委任払いのいずれかを選択してください。

②理由書 ケアマネジャー等が作成したものです。

③見積書 本人フルネーム

改修箇所、改修種類ごとに番号を付け、材料費・施工費・諸経費に分けて記入します。材料費は、メーカー名・品番・寸法・面積・数量・単価等を明記してください。

なお、諸経費に設計及び積算の費用を含めることはできますが、写真現像代や申請代行手数料等の経費は支給の対象にはなりません。

また、介護保険の住宅改修費の支給対象にならない工事と同時に施工する場合でも、複数の見積書を作成する必要はありませんが、その場合は介護保険対象分とそれ以外を区分し、工事費内訳書等により算出方法を明示してください。

④図面 改修前・後の図面(平面図と、展開図または立面図または断面図など)平面図には設置場所を明記し、本人の動線がわかるようにしてください。

屋外工事の場合、改修場所だけでなく、玄関・駐車場・道路等の位置もわかるようにしてください。

展開図(立面図または断面図)には高さや長さを表示してください。

⑤事前写真 改修前の状況がわかる写真(日付入り)を添付します。

できるだけ全体の様子がわかるように撮影し、施工位置の高さ等が確認できるようにします。

⑥承諾書 改修する住宅が利用者本人の所有ではない場合に必要です。また、共有名義の場合、すべての共有者の承諾書が必要です。

覚えていると便利です

- 階段の片側に手すりを設置する場合は、降りるときの利き手側に付けます。
- 手すりの端部は、壁側または下側に曲げて設置します。衣類の袖口をひっかけないためです。
- 車いすのためのスロープは、自走式の場合は、屋内では高低差／水平距離が1／12、屋外では1／15が望ましいとされています。他走式の場合は介助者にもよりますが、建築基準法では最低でも1／8以下と定められています。

お願い

- 特定福祉用具や住宅改修の履歴を確認をお願いします。以前のケアマネジャーが担当していた頃や、他社の実績を把握していないことがあります。電話で結構ですので、お問い合わせください。
- 特定福祉用具や住宅改修の実績は、基本情報や、居宅サービス計画第3表の週単位以外のサービス、支援経過に記録してください。

屋内の階段手すりの例

①手すり

②手すり端部(エンド)

壁側または下側に向ける部材を使います。

③階段前後の水平部分にも、手すりを200mm以上伸ばすと、昇り降りしやすいです。

④ジョイント

向きを変えるときは、手すり棒をカットし、ジョイントでつなぎます。ジョイントだけの部材は壁に固定できないので、両側に受け金具(ブラケット)が必要です。

また、補強板のつなぎ目にかからなければ、フレキシブルブラケットを取り付けることができます(両側のブラケットは不要)。

⑤受け金具(ブラケット)

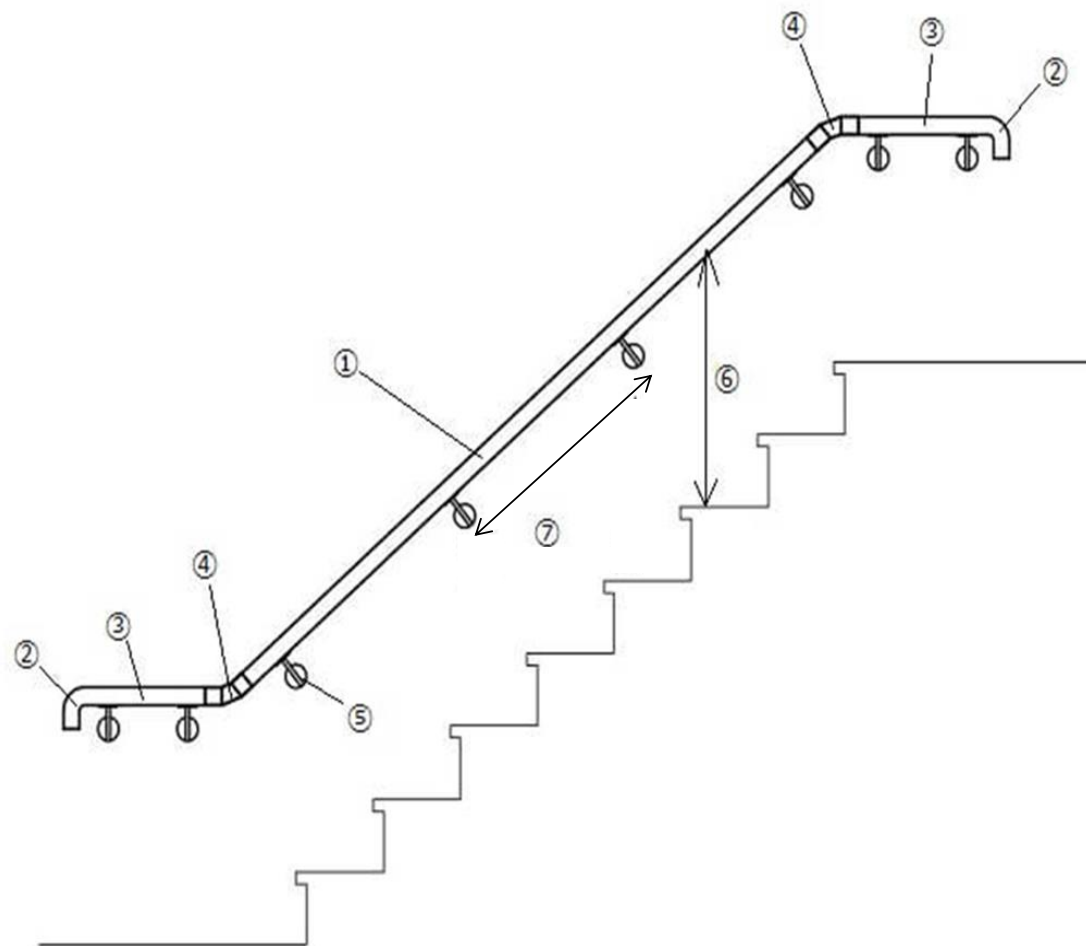
壁の内側の柱・間柱に取り付けます。柱・間柱のないところに受け金具を付けるには、補強板を取り付けます。

⑥手すりの高さ

一般的には踏面の先端から700～900mmの高さとされていますが、利用者の身体状況に合わせる必要があります。腕をまっすぐに下したときの、手首の位置が目安になります。

⑦受け金具(ブラケット)の間隔

安全を確保するため、メーカーの施工基準に基づき、取り付けます。

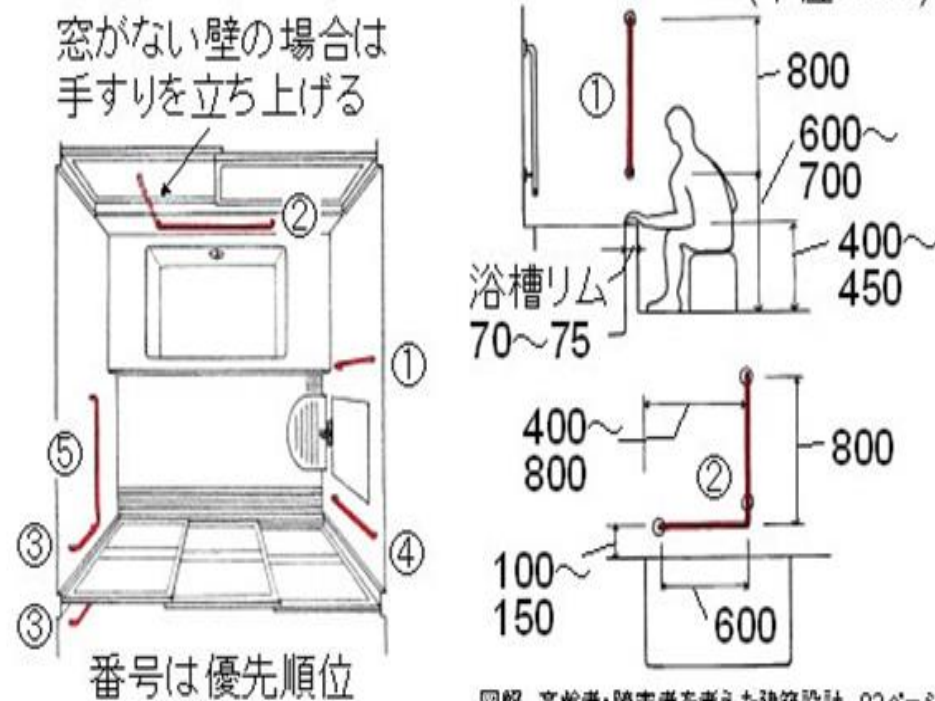




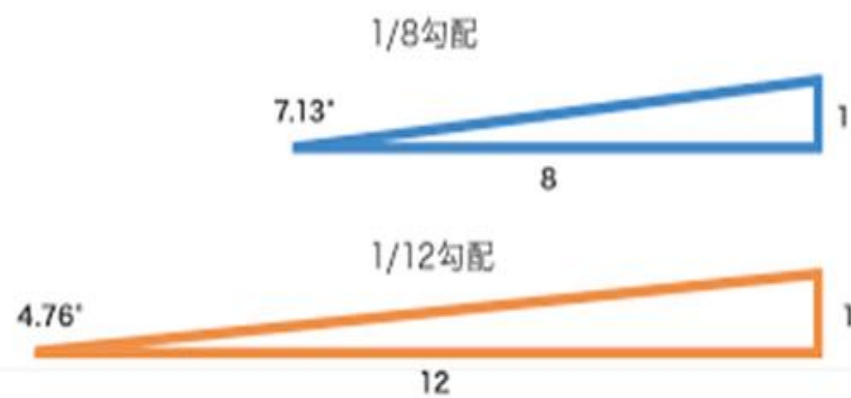
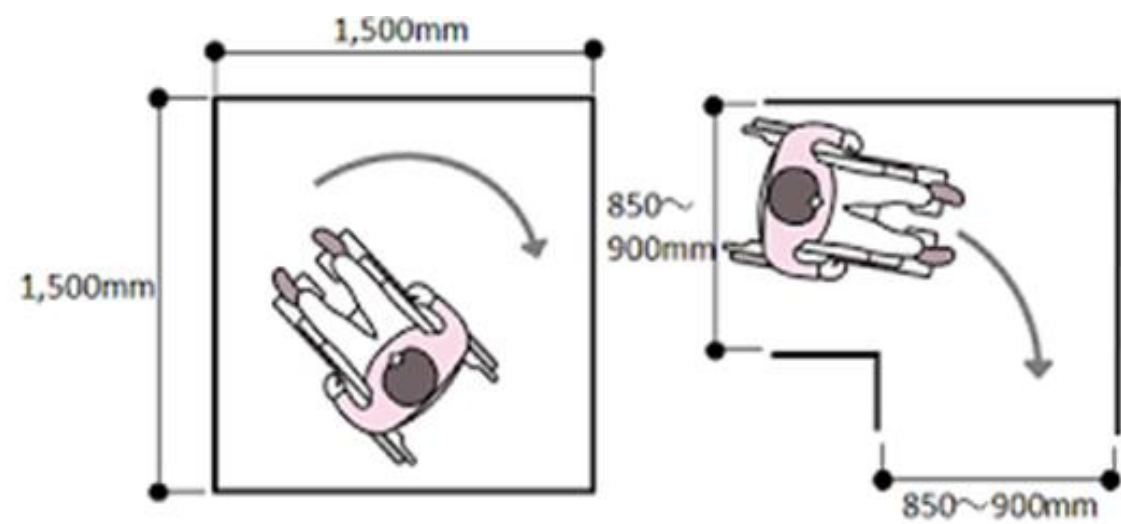
浴室の手すり設置位置(推奨)



(単位: mm)



図解 高齢者・障害者を考えた建築設計 92ページ



8. 住環境整備のためのアセスメントについて

住宅改修が必要な理由書										□介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修										□高齢者自立支援住宅改修										F1																				
＜基本情報＞																																																		
利用者	被保険者氏名					被保険者番号																																												
	住所										明治 大正 昭和					年					月					日																								
要介護認定(該当に○)					非該当					要支援1					2					要介護1					2					3					4					5										
作成者	現地確認日					平成					年					月					日					作成日					平成					年					月					日				
	所属事業所										資格																																							
氏名										連絡先																																								
作成者が担当の介護支援専門員ではない場合に記入してください																																																		
介護支援専門員	所属事業所										連絡先																																							
	氏名										※PTやOTからの助言や指導は受けていますか					有					・					無																								
＜総合的状況＞																				※作成者に関わらず必ず記入してください																														
利用者の身体状況	主傷病					家屋形態																																												
						戸建 ・ 集合																																												
	症状・痛み等					同居家族状況																																												
						その他 夫婦 ・ 単身 ・ ()																																												
	日常生活動作	寝返り・起き上がり					高齢者の居住形態																																											
		立ち上がり・着座					1 戸建の場合 主に 階で生活																																											
		歩行・移動					2 利用者のいる居室 専用 ・ 共用																																											
		段差昇降					3 現在 在宅 ・ 入院中 (/ 帰退院予定)																																											
		その他					4 特記すべき居住形態																																											
	介護状況(主な介護者を含む)																																																	
住宅改修により日常生活をどう変えたか																																																		
＜福祉用具の利用状況と改修後の想定＞																																																		
貸与品目										改修前					改修後					購入品目										改修前					改修後															
・手すり										☐					☐					・腰掛便座																														
・スロープ										☐					☐					・ポータブルトイレ										☐					☐															
・歩行器										☐					☐					・桶式便座										☐					☐															
・歩行補助つえ										☐					☐					・簡易浴槽										☐					☐															
・車いす										☐					☐					・自動排泄処理装置の交換可能部品										☐					☐															
(車いす付用品を含む)										☐					☐					・移動用リフトのつり具部分										☐					☐															
・特殊寝台										☐					☐					・入浴補助用具																														
(特殊寝台付用品を含む)										☐					☐					入浴用いす										☐					☐															
・床ずれ防止用具										☐					☐					浴槽用手すり										☐					☐															
・体位変換器										☐					☐					浴槽内いす										☐					☐															
・認知症老人徘徊感知機器										☐					☐					入浴台										☐					☐															
・移動用リフト(つり具の部分を除く)										☐					☐					浴室内のこ										☐					☐															
・自動排泄処理装置										☐					☐					浴槽内のこ										☐					☐															

改修しようとしている生活動作		具体的な困難な状況を記入してください			改修の種類	改修の内容	見舞・図面 改修番号	改修の目的・効果
排泄	☐ トイレまでの移動				1 2 3 4 5 A B C			口出来なかったことを出来るように
	☐ トイレ出入口の出入り(履の脱着を含む)				1 2 3 4 5 A B C			口転倒等の防止、安全の確保
	☐ 便座への着座・車いす等からの移乗				1 2 3 4 5 A B C			口動作の容易性の確保
	☐ 衣服の着脱				1 2 3 4 5 A B C			口利用者の精神的負担や不安の軽減
	☐ 排泄時の姿勢保持				1 2 3 4 5 A B C			口介護者の負担軽減
	☐ 排便後				1 2 3 4 5 A B C			口その他()
	☐ その他()				1 2 3 4 5 A B C			()
入浴	☐ 浴室までの移動				1 2 3 4 5 A B C			口出来なかったことを出来るように
	☐ 衣服の着脱				1 2 3 4 5 A B C			口転倒等の防止、安全の確保
	☐ 浴室出入口の出入り(履の脱着を含む)				1 2 3 4 5 A B C			口動作の容易性の確保
	☐ 浴室内で移動				1 2 3 4 5 A B C			口利用者の精神的負担や不安の軽減
	☐ 浴槽の出入り				1 2 3 4 5 A B C			口介護者の負担軽減
	☐ 洗い場で姿勢保持(洗体・洗髪含む)				1 2 3 4 5 A B C			口その他()
	☐ 浴槽内で姿勢保持				1 2 3 4 5 A B C			()
	☐ その他()				1 2 3 4 5 A B C			()
外出	☐ 出入口までの屋内移動				1 2 3 4 5 A B C			口出来なかったことを出来るように
	☐ 上がりがまの昇降				1 2 3 4 5 A B C			口転倒等の防止、安全の確保
	☐ 車いす等、器具の着脱				1 2 3 4 5 A B C			口動作の容易性の確保
	☐ 履物の着脱				1 2 3 4 5 A B C			口利用者の精神的負担や不安の軽減
	☐ 出入口の出入り(履の脱着を含む)				1 2 3 4 5 A B C			口介護者の負担軽減
	☐ 出入口から敷地外までの屋外移動				1 2 3 4 5 A B C			口その他()
	☐ その他()				1 2 3 4 5 A B C			()
	☐				1 2 3 4 5 A B C			口出来なかったことを出来るように
	☐				1 2 3 4 5 A B C			口転倒等の防止、安全の確保
その他	☐				1 2 3 4 5 A B C			口動作の容易性の確保
	☐				1 2 3 4 5 A B C			口利用者の精神的負担や不安の軽減
	☐				1 2 3 4 5 A B C			口介護者の負担軽減
改修の種類	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修・高齢者自立支援住宅改修(住宅改修給付)						高齢者自立支援住宅改修(住宅設備改修給付)	
改修の内容	1 手すり設置	2 段差解消	3 床材の変更	4 扉の取替え等	5 便器の取替え	A 浴槽の取替え	B 流し、洗面台の取替え	C 便器の様式化
	壁手すり 機手すり 屋外手すり	野居の撤去 スロープ設置 踏台の設置 かさ上げ	滑り防止 移動の円滑化	引き戸へ 折り戸へ ドアノブの変更 戸車の設置	和式から洋式へ	浴槽の取替え	流し 洗面台	和式から洋式へ
	等	等	等	等	等	等	等	等

住宅改修の相談・依頼 介護支援専門員等が、利用者の身体状況や要望などの相談を受けます。



改修内容の整理・検討 利用者のADLをチェックし、住宅改修の必要性を検討します。

住宅改修が必要な理由が明らかになります。

※主治医やリハビリ専門職等の意見があれば反映させる必要があります。



「住宅改修が必要な理由書」の作成

介護保険の対象外の工事と同時に施工する場合は、介護保険対象分と

住宅改修事業者の選定と工事内容の検討

それ以外とを分けて、工事費内訳書等で算出方法を明示してください。



償還払いと受領委任払いのほかには、業者選定に制限はありません。

事前申請 認定申請中や入院中でも申請できます。事前申請の確認が済めば、着工できます。



工事の実施、現地確認、完了届提出

工事内容が事前申請と変わる場合には、市にご相談ください。

理由書作成者は、工事後に利用者宅を訪問し、動作確認をしてください。



認定申請中や入院中だった場合は、現地確認と完了届の提出は、認定が出てから、退院してからとなります。

モニタリング

住宅改修が必要な理由書の作成について

- ・改修する場所や位置は、利用者本人の身体状況、生活動線や動作パターンをよく考えて決定しましょう。
- ・改修した後で使いづらいことに気づくこともあります。できる限り本人立会いのうえで実際に位置を合わせることが大切です。
- ・利用者や家族の希望に沿うだけでなく、介護やリハビリテーション、住環境整備等に関する専門的な意見も提供し、利用者や家族に納得していただいた上で、効果的な住宅改修を行うことが大切です。
- ・なお、利用者と家族の希望も必ずしも一致するとは限りません。改修前の十分な調整が必要です。
- ・介護保険の住宅改修では小規模な工事しかできないとはいえ、それでも住宅の形状は変わります。

- ・改修後に状況が変化して不必要になってしまっても、通常は取り外すときにも費用がかかりますし、その費用は介護保険からは支給できません。
 - ・賃貸住宅で住宅改修を行う場合は、退去時の原状復帰を条件とされる場合があります。
 - ・福祉用具貸与の手すりやスロープは、床や壁に固定しないため安定度では住宅改修に劣ることもありますが、状況に合わせた着脱が容易という利点があります。
- 例えば、今後、室内でも車椅子を利用することが予測されるような場合は、手すりが邪魔になることもあり得ますので、慎重に検討することが大切です。



9.基本情報から住宅改修理由書・福祉用具の導入まで

- P.32の「住宅改修が必要な理由書」をいきなり書こうとするのは、大変です。
- 基本情報をP38からの「住居状況チェックシート」に書いてみましょう。
- P.39左上の表から、利用者が該当する状態像を選びます。
- P.41からの状態像別チェックシートで、福祉用具や住宅改修の検討をします。
- P.39右側からの欄を使って、福祉用具や住宅改修の種類や場所を決めます。
- 全部を埋める必要はありませんので、理由書の下書きとしてお使いください。

(参考)ICFの視点に基づく自立生活支援の福祉用具

テクノエイド協会編 2021年中央法規

基本情報シート(八王子市推奨様式)

基本情報シート																			
										作成日	年	月	日	現在					
										作成者									
受付日										年	月	日	()	受付対応者					
相談者氏名										続柄					本人・家族・他()				
アセスメント理由										初回・更新・状態の変化・退院・退所・他()									
利用者情報	被保険者番号																		
	フリガナ氏名										様	男・女	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	()	歳
	住所										Tel								
											携帯								
										Fax									
										E-mail									
家族関係等	介護者	氏名		続柄	同居・別居	住所		Tel・携帯・Fax・E-mail											
					同・別														
					同・別														
					同・別														
家族関係等で特記すべき事項																			
主訴・意向	相談の経緯										世帯				独居・高齢者のみ・他()				
	利用者及び家族等の主訴・意向 (利用者)										家族状況 (ジェノグラム)								
	(家族等)																		
要介護認定状況	認定日	認定有効期間		要介護度	障害高齢者の日常生活自立度 主治医意見書		認定調査票	認知症高齢者の日常生活自立度 主治医意見書		認定調査票									
	年 月 日	～ 年 月 日																	
	年 月 日	～ 年 月 日																	
	年 月 日	～ 年 月 日																	
	年 月 日	～ 年 月 日																	
	年 月 日	～ 年 月 日																	
審査会の意見等																			
負担割合	交付年月日	適用期間		負担割合	交付年月日	適用期間		負担割合											
	年 月 日	～ 年 月 日			年 月 日	～ 年 月 日													
	年 月 日	～ 年 月 日			年 月 日	～ 年 月 日													

基本情報シート																
住居状況	住居	戸建・半屋・2階建以上・アパート・マンション・公営住宅() 階・他()														
	エントランス	無・有()														
	(間取図)															
	所有形態	持ち家・借家														
生活状況	専用品	無・有()	量	手すり	無・有											
	居室	段差等	無・有()	畳	手すり	無・有										
	寝具	ふとん・ベッド・特殊寝台	()													
	トイレ	便器	和式・洋式・温水洗浄便座	手すり	無・有											
生活状況	浴室	段差等	無・有()	シャワー	無・有	手すり	無・有									
	浴室	無・有	シャワー	無・有	手すり	無・有										
	浴室	段差等	無・有()	シャワー	無・有	手すり	無・有									
	浴室	段差等	無・有()	シャワー	無・有	手すり	無・有									
特記事項																
生活状況	生活歴															
	趣味・好きなこと															
	情報リテラシー(ニュースや市広報などへの関心・活用状況等)															
	生活リズム															
病歴	病名	発症時期	治療内容	受診状況	医療機関・主治医(連絡先)	※意見書作成者に○										
				／月・週												
				／月・週												
				／月・週												
利用している支援	かかりつけ薬局名															
	サービス内容	頻度	事業所・ボランティア団体等	担当者	連絡先											
		／月・週														
		／月・週														
住宅改修	時期	内容			改修費用	改修業者										
	年 月 日				円											
	年 月 日				円											
	年 月 日				円											
福祉用具購入	時期	品名			購入金額	販売業者										
	年 月 日				円											
	年 月 日				円											
	年 月 日				円											
医療保険	医療保険	後期高齢・国保・社保・共済・他()														
	障害等	無・身障()・療育()・精神()・難病()														
	障害等	障害名()														
	生活保護	無・有() 担当者名()														
経済状況	経済状況	国民年金・厚生年金・障害年金・遺族年金・他()														
	収入額	円／月	一ヶ月あたりの介護費用の上限額	円／月												

住居状況チェックシート

住居状況チェックシート

※提出する書類ではありません。福祉用具・住宅改修を検討する際に活用してください。

当てはまる項目に○・()に記入

被保険者氏名 様

身体状況と日常生活動作	
食事	
1.自立 2.見守り 3.一部介助 4.全介助 具体的な方法・機器()	
排泄	
排尿 1.自立 2.見守り 3.一部介助 4.全介助	排便 1.自立 2.見守り 3.一部介助 4.全介助
日中 1.トイレ 2.ポータブルトイレ 3.尿器 4.おむつ 5.留置カテーテル	
夜間 1.トイレ 2.ポータブルトイレ 3.尿器 4.おむつ 5.留置カテーテル	
失禁 1.あり 2.なし	
入浴	
1.自立 2.見守り 3.一部介助 4.全介助 具体的な方法・機器()	
更衣・整容	
1.自立 2.見守り 3.一部介助 4.全介助 具体的な方法・機器()	
寝返り	寝た姿勢からの起き上がり
1.何も使わずに一人でできる 2.道具を使えば一人でできる 3.介助が必要	1.何も使わずに一人でできる 2.道具を使えば一人でできる 3.介助が必要
いすなどに座る	
1.数分間でも一人で座っていられる 2.背もたれなどがあれば、数分間一人で座っていられる 3.座ってられない	

いすなどから立ちあがる	
1.杖などを使わずに立つことができる 2.杖を使ったり、つかまるところがあれば立てる 3.介助が必要 4.立つことはできない	
歩行	
1.一人で歩ける 2.一人で歩けるが、危険がないか見守ってもらう必要がある 3.歩行には介助が必要 4.歩行はできない 手摺の使用 1.あり(種類) 2.なし 杖や歩行器の使用 1.あり(種類) 2.なし 超えられる段差 (cm)	
階段を上がる	
1.一人で上がれる 2.一人で上がれるが、危険がないか見守ってもらう必要がある 3.階段歩行には、介助が必要 4.階段歩行はできない 手摺の使用 1.あり(種類) 2.なし 杖や歩行器の使用 1.あり(種類) 2.なし	
車いすを使用している場合	
1.屋外を自力走行できる 2.室内だけなら自力で走行できる 3.移動には、介助が必要	
台などへの乗り移り動作	
1.一人でできる 乗り移り可能な台の高さ cm (車いす座面からの高さ cm) 2.できない	
その他の移動方法(該当する場合記入)	
1.這って移動 2.座り姿勢のまま移動 3.あお向けのまま移動	
調理・片付け	
1.自立 2.見守り 3.一部介助 4.全介助 具体的な方法・機器()	



レベルⅠ～Ⅳまでの各シートを参照してください

上記チェック項目からどの状態像に当てはまりますか？

レベルⅠ 歩行に軽度の困難	生活自立(ランクJ)
何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する	
レベルⅡ 歩行に重度の困難	準寝たきり(ランクA)
屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。	
レベルⅢ 座位・寝返り可能だが車いす利用	寝たきり(ランクB)
屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する	
レベルⅣ ほぼ全介助で車いす利用	寝たきり(ランクC)
1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない	



住環境の問題
1. なし 2. あり

福祉用具・住宅改修の希望場所と内容(レベル別のシートをもとに記入)

浴室・脱衣室		
	内容	手すり(住宅改修による取り付け) 手すり(特定福祉用具) すのこ 入浴台 浴槽内いす シャワーチェア シャワーキャリー 介助ベルト リフト 洗い場のかき上げ、滑り防止 浴槽交換 その他
トイレ		
	内容	手すり(住宅改修による取り付け) 手すり(レンタル) 開口幅の拡大・建具交換 敷居段差の解消 据置式洋式便座 補高便座 和式便器を洋式便器へ交換 ポータブルトイレ(特定福祉用具) その他
玄関(内)		
	内 容	手すり、踏み台(住宅改修による取り付け) 手すり(レンタル) 開口幅の拡大・建具交換 あがりかまち段差の解消 スロープ設置(福祉用具貸与) スロープ設置(住宅改修) その他

玄関等～屋外		
	内 容	出入口部分段差の解消 スロープ設置(福祉用具貸与) スロープ設置(住宅改修) ステップ台(住宅改修) 段差解消機 手すり(住宅改修による取り付け) 手すり(レンタル) 通路面の滑り防止 階段の滑り止めテープ・シート その他
居室・寝室		
	内 容	出入口部分段差の解消 スロープ設置 敷居撤去、レール取り換え等 建具等交換、吊元の変更 手すり(住宅改修による取り付け) 手すり(レンタル) 移動用リフト その他
階段		
	内 容	手すり(住宅改修による取り付け) 滑り止めテープ(住宅改修) その他
その他		

以下は住宅改修で使用	
施工業者	
見積額 () 万円	
工事費の負担 1 家族・全額自費 2 被保険者本人 → 介護保険を使う場合、本人あての見積書、工事後の領収書が必要	
住宅の持ち主 1 被保険者本人 2 本人以外 → 承諾書が必要 共有の場合、本人以外の所有者の承諾書が必要	
介護保険住宅改修の残額 () 円	負担割合 () 割
介護保険以外の補助制度	
住宅改修により日常生活をどう変えたいか	
特記事項	

状態像別チェックシート レベルⅠ 歩行に軽度の困難がある

状態像別チェックシート			レベルⅠ
生活機能		レベルⅠ 歩行に軽度の困難	
状態像	障害高齢者の日常生活自立度	生活自立(ランクJ)	
		何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する	
		1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する	
支援の基本的な方針		・活動的な生活の維持 ・屋内外での転倒予防 ・膝、腰の負担軽減、痛みの発生を抑える ・身の回りの工夫	
起居・移乗	課題	布団や床からの立ち上がり	
	検討する福祉用具等	床置き式手すり	
移動	課題	屋内歩行における転倒防止 外出の際の動作補助、転倒防止	
	検討する福祉用具等	一本杖・歩行補助つえ、シルバーカー 階段の手すり 玄関ポーチの手すり、滑りにくい床材への変更	
排泄	課題	軽度失禁への対応 夜間のトイレ移動の安全確保 和式便器の洋式化	
	検討する福祉用具等	パンツタイプの紙おむつなど 階段の手すり(住宅改修) 集尿器 便器の交換(住宅改修)	
入浴	課題	転倒防止 浴槽への出入り	
	検討する福祉用具等	浴槽用手すり 出入口や壁への手すり取付(住宅改修) シャワーチェア、入浴台 浴槽内の滑り止めマット 洗い場の床材変更(住宅改修)	

レベルⅠ 「歩行に軽度の困難」歩行はできるが段差など一部の動作に不安	
浴室・脱衣室	
	・浴槽の縁に手をついたり、遠くの壁や窓枠に手を伸ばして、ふらついたりしていませんか？
	・浴室入口の段差を上り下りするときに、ドア枠や壁などを頼っていませんか？
	・浴室の床や浴槽の底が滑りやすく、不安を感じてはいませんか？
トイレ	
	・和式トイレで、ひざや腰の負担を我慢していませんか？
	・便座からの立ち上がりのときに、壁に手をついたり、紙巻器につかまったりしていませんか？
	・夜間のトイレ移動で、ふらつくことはありませんか？
	・くしゃみをしたときに、尿がもれるようなことはありませんか？
居室・寝室	
	・布団からの起き上がりや、床からの立ち上がりで、膝が痛むなど負担はありませんか？
	・移動するとき、動線上に座布団や新聞紙など、つまづいたり、滑りやすいものが置かれていませんか？
階段	
	・階段昇降で膝や腰に痛みがあったり、つらいと感じてはいませんか？
	・階段の壁に手をついたり、降りるときに後ろ向きになって床に手をついたりしていませんか？
	・階段でふらついて転びそうになったことはありませんか？
廊下～居室などの入り口	
	・無意識に壁に頼り、壁に手あかがついているような箇所はありませんか？
	・敷居の段差でつまづきそうになったことはありませんか？
	・廊下が滑りやすくないですか？
	・足元が暗いなど、夜間の歩行に危険はありませんか？
玄関(内側)	
	・上がりかまちの昇降は、靴の脱ぎ履きのときに、壁や靴箱に手をついていませんか？
	・膝や腰に痛みを感じたり、手で膝を押すなど、脚の動きを腕で助けるような動作をすることはありますか？
玄関～屋外	
	・段差や凸凹でつかまるところがなく、不安を感じてはいませんか？
	・雨の日に、通路面が滑りやすくなり、転びそうになったことはありませんか？
	・買い物などでの外出がおっくうになったり、荷物が持てないことなどで、外出機会が減っていませんか？

状態像別チェックシート レベルⅡ 歩行に重度の困難がある

状態像別チェックシート		
		レベルⅡ
生活機能		レベルⅡ 歩行に重度の困難
状態像	障害高齢者の日常生活自立度	準寝たきり(ランクA) 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
	支援の基本的な方針	・外出機会を減らさない支援 ・主体性を重視した生活環境を目指す ・「疲れやすい」「おっくうだ」を見逃さない支援 ・多様な参加に目を向ける
起居・移乗	課題	ベッドでの起き上がり、立ち上がり 布団や床からの起き上がり、立ち上がり
	検討する福祉用具等	特殊寝台、マットレス、サイドレール、ベッド用手すり 床置き式手すり 体位変換器(敷き布団併用タイプ) 昇降座椅子
移動	課題	安定した屋内の歩行 外出の際の動作補助、転倒防止 屋外歩行時の転倒防止
	検討する福祉用具等	歩行器・歩行車 手すり(床置き式手すり)、住宅改修による手すり取付、踏み台 玄関ポーチの手すり、滑りにくい床材への変更 電動アシスト歩行器
排泄	課題	トイレまでの移動 便座での立ち座り動作
	検討する福祉用具等	歩行補助用具・着脱しやすい衣服の工夫 ポータブルトイレ・尿器 手すり(床置き式手すり)、住宅改修による手すり取付、補高便座
入浴	課題	浴室入口の段差昇降 洗身の際の立ち座り 座位での浴槽またぎ 浴槽内での立ち座り
	検討する福祉用具等	手すり(住宅改修)・浴室内すのこ シャワーチェアー、バスボード、移乗台 浴槽内いす

レベルⅡ「歩行に重度の困難」歩行や動作が安定せず、常に転倒が心配	
浴室・脱衣室	
	・浴室入口の段差を上り下りするときに、ドア枠や壁などを頼っていませんか？
	・浴槽には入れていますか？
	・浴槽をまたぐときに、蛇口などにつかまったりしてはいませんか？
	・浴槽の中で立ち上がれなくなって、困ったことはありませんか？
	・洗い場の低いイスでの立ち座りが大変だと感じてはいませんか？
トイレ	
	・移動や衣服の上げ下げに時間がかかり、間に合わないことはありませんか？
	・和式なのに、無理に腰掛けたりはしていませんか？
	・便座からの立ち上がりのときに、壁に手をついたり、紙巻器につかまったりしていませんか？
	・夜間のトイレ移動で、危険を感じることはありませんか？
居室・寝室	
	・立ち上がらずに、はって移動することはありませんか？
	・ベッドや布団からの起き上がりや立ち上がりで、手を借りることはありませんか？
	・ベッド以外に、日中を過ごせるような楽に座っていられる場所がありますか？
階段	
	・階段で四つんばいになったり、お尻をついたりしてはいませんか？
	・階段の昇降で介助されている、または介助することに負担を感じてはいませんか？
廊下～居室などの入り口	
	・ドアノブを手すりの代わりにして体重をかけているため、ドアノブがぐらついてはいませんか？
	・ドア開閉の時など、両手を使うために歩行器から手を放して歩くことはありませんか？
	・歩行器で入っていけない、狭いところはありませんか？
	・ドアや引き戸が重くて、自分では開けられない、無理をしたり開けたままにしているということはありませんか？
玄関(内側)	
	・たったままの上り下りが不安で、上がりかまちに腰を下ろしてはいませんか？
	・上がりかまちからの立ち上がりでつかまるところがなく、無理な動作になっていませんか？
	・段差の昇降のときに、介助者の手を借りることはありませんか？
玄関～屋外	
	・段差や凸凹で、植木など手近なものにつかまることはありませんか？
	・段差や凸凹で、杖や歩行器などが使えず、介助の負担になっていませんか？
	・歩き出してもすぐに疲れてしまったり、移動途中で座りたいと思うことはありませんか？

状態像別チェックシート レベルⅢ 移動や排泄など行為の一部に介助が必要

状態像別チェックシート			レベルⅢ
生活機能		レベルⅢ 座位・寝返り可能だが車いす利用	
状態像	障害高齢者の日常生活自立度	寝たきり(ランクB)	
		屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ	
		1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う	
		2. 介助により車いすに移乗する	
支援の基本的な方針		・生活圏を縮めない環境づくり ・車いすが阻害因子にならないように ・過大な介護負担を見逃さない ・意欲の向上を意識した関わり	
起居・移乗	課題	ベッドでの寝返り、起き上がり ベッドからの立ち上がり、立位での移乗 立ち上がりの介助 立ち上がりから短距離の移動の介助 座位での移乗	
	検討する福祉用具等	特殊寝台、マットレス、ベッド用手すり 介助用ベルト・ターンテーブル 車いす スタンディングリフト スライディングボード・スライディングシート	
移動	課題	屋内の歩行移動 屋内での車いす移動 外出のための段差解消、移動の円滑化 屋外での移動支援	
	検討する福祉用具等	手すり(床置き式手すり)、住宅改修による手すり取付 車いす・車いす用クッション いす型段差昇降リフト スロープ(福祉用具貸与・住宅改修) ハンドル型電動車いす・簡易型電動車いす 車いす(自走用標準型・パワーアシスト型・介助用標準型)	
排泄	課題	便座へのアプローチ 便座での立ち座り動作 トイレまでの移動が困難な場合の支援	
	検討する福祉用具等	手すり(床置き式手すり)、住宅改修による手すり取付 段差解消・扉交換(住宅改修) 補高便座・昇降便座・スタンディングリフト ポータブルトイレ	
入浴	課題	浴室までの移動 浴槽内での立ちあがり	
	検討する福祉用具等	浴室内すのこ シャワーキャリー 扉の交換(住宅改修) 浴槽用昇降機	

レベルⅢ「座位・寝返り可能だが、車いす利用」移動や、排泄など行為の一部に介助が必要	
浴室・脱衣室	
	・浴槽の出入りや浴槽の中での立ち上がりなどで、介助者が持ち上げたりしてはいけませんか？
	・介助者や福祉用具のスペースがなくて困ってはいませんか？
	・家でお風呂に入りたいのに、あきらめてはいませんか？
トイレ	
	・衣服の上げ下げなどの介助の際にしっかりと立っていられず、転びそうになったことはありますか？
	・便座からの立ち上がりの介助が、大変ではありませんか？
	・扉の開閉に車いすや歩行器が干渉したり、便器に接近できないということはありませんか？
	・夜間のトイレ介助が負担で、介助者が睡眠不足になってはいませんか？
居室・寝室	
	・ベッドや車いす以外に、日中を過ごせるような楽に座っていただける場所がありますか？
	・ベッドでの寝返りや起き上がりに苦勞していませんか？
	・車いすなどへの移乗で、介助者が持ち上げてはいませんか？
階段	
	・どうしても階段を利用しなければならない住環境ですか？
	・階段を背負って昇り降りの介助をするなど、危険で過剰な負担になってはいませんか？
廊下～居室などの入り口	
	・ドアや引き戸が重くて、自分では開けられない、無理をしたり開けたままにしているということはありませんか？
	・車いすで敷居の段差で立ち往生したり、介助の負担になっていませんか？
	・短い距離の移動では手すりを使う場合でも、途中で途切れるなどで危険な歩行をしていませんか？
玄関(内側)	
	・段差の昇降で、介助者が抱え上げるなど、過剰な負担になってはいませんか？
	・玄関外に置いた車いすまでの移動で抱え上げるなど、無理な介助になっていませんか？
玄関～屋外	
	・段差や凸凹で、杖や歩行器などが使えず、介助の負担になっていませんか？
	・舗装されているものの、動線に対して左右方向に傾斜があり、歩行者や車いすが直進できずに困っていませんか？
	・お尻が痛くなるなどで、車いすに長く座っていられず、外出が嫌になっていませんか？

状態像別チェックシート レベルⅣ 移動などほぼすべての生活行為に介助が必要

状態像別チェックシート			レベルⅣ
生活機能		レベルⅣ ほぼ全介助で車いす利用	
状態像	障害高齢者の日常生活自立度	寝たきり(ランクC)	
		1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	
		1. 自力で寝返りをうつ	
		2. 自力では寝返りもうてない	
支援の基本的な方針		・廃用症候群の予防 ・移乗と移動の支援で、QOLの向上を図る ・介護負担の軽減 ・介護方法の統一	
起居・移乗	課題	ベッドでの安楽な姿勢と拘縮の予防 臥位(仰向けなど、横になった姿勢)での移乗 床ずれの予防	
	検討する福祉用具等	特殊寝台、マットレス、サイドレール 移乗用リフト本体・スリングシート(吊り具部分) エアマットレス・静止型床ずれ防止マットレス 体位変換器(パッドタイプ・クッションタイプ) 体位変換機能付きベッド・エアマット・スライディングシート	
移動	課題	座位保持能力に対応する車いすの選定と調整 床ずれの予防 外出のための段差解消、移動の円滑化	
	検討する福祉用具等	車いす(姿勢変換機能付き) クッション・車いすの除圧操作 スロープ(福祉用具貸与・住宅改修) テーブル型段差解消用リフト	
排泄	課題	ベッドでの排泄	
	検討する福祉用具等	紙おむつ・尿器・差し込み式便器 自動排泄処理装置	
入浴	課題	自宅浴室での入浴	
	検討する福祉用具等	浴室用リフト・吊り具	

レベルⅣ「ほぼ全介助で車いす利用」移動などほぼすべての生活行為に介助が必要	
浴室・脱衣室	
	・浴室への移動や浴槽への出入りで、複数の介助者で持ち上げる介助をしていませんか？
	・介助者や福祉用具のスペースがなくて困ってはいませんか？
	・家でお風呂に入りたいのに、あきらめてはいませんか？
トイレ	
	・尿意・便意は確認できますか？
	・車いすですら十分に便座に接近できず、抱え上げるような介助をしていませんか？
	・トイレに十分な広さがなく、無理な姿勢での介助になってはいませんか？
	・紙おむつから尿が漏れて困っていませんか？
居室・寝室	
	・ベッドから車いすやポータブルトイレへの移乗で、持ち上げるなど、介助者の過剰な負担になってはいませんか？
	・寝返りができないなど、床ずれの心配はありませんか？
	・ベッドで背中をあげると、姿勢が崩れてしまうことはありませんか？
階段	
	・階段を利用できるレベルではありません。どうしても階段を利用しなければならない住環境ですか？
廊下～居室・寝室の入り口	
	・車いすですら曲がれない廊下や、入っていけない狭いところがありますか？
	・車いすが引っかかってしまい、ドアの開閉ができないという場所はありませんか？
	・車いすですら敷居の段差を乗り越えることが、介助の負担になっていませんか？
玄関(内側)	
	・段差の昇降で、介助者が抱え上げるなど、過剰な負担になってはいませんか？
	・段差や玄関ドアの幅が狭いなど、車いすの移動に支障はありませんか？
	・気軽な外出をあきらめてはいませんか？
玄関～屋外	
	・舗装されていない路面で、介助者が無理に車いすを押すなど、過剰な負担や転倒などの危険はありませんか？
	・段差などで車いすが利用できず、無理に持ち上げて移動したりしていませんか？

10.介護保険以外の住宅改修制度

高齢者自立支援住宅改修(住宅設備改修)

- ・65歳以上で介護認定を受けている方は、介護保険の住宅改修とは別に、住宅設備改修の給付を受けることができます。また、併用することもできます。
- ・ご本人の身体状況から見て、日常生活の動作に困難があり、明らかに設備の改善が認められる場合に限られます。

対象工事

①浴槽交換

(支給限度基準額:379,000円)

浴槽の高さ・深さが改善される場合に限られます。ユニットバスからユニットバスへの交換は、対象にならない場合が多いです。

②流し・洗面台の取り換え

(支給限度基準額:156,000円)

車いすや、いすに座ったまま使えるタイプのもの。洗面台の鏡や収納棚は対象外です。

③便器の洋式化

(支給限度基準額:106,000円)

介護保険住宅改修の残額がない場合に限られます。

介護保険課以外の課が担当する住宅改修制度

- まちなみ整備部住宅政策課
「居住環境整備補助金」のバリアフリー化改修工事
65歳以上の方のいる世帯が対象
- 福祉部障害者福祉課
「日常生活用具給付」の小規模改修・中規模改修
65歳未満の方が対象
障害の種別や程度による要件があります。

詳細は、各担当課へお問い合わせください。

11.資料の紹介

(1)ケアマネジメントについて

八王子市ケアマネジャーガイドライン 2021改訂版

八王子市ケアプラン自己点検支援マニュアル 27改訂版 介護保険課で配布しています

(2)福祉用具についての情報

公益財団法人 テクノエイド協会ホームページ <http://www.techno-ids.or.jp/>

(「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」や福祉用具・住宅改修の資料が掲載されています。ぜひご覧ください。)

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会ホームページ <http://www.zfssk.com/>

(住宅改修制度の解説もあります)

国際福祉機器展ホームページ 福祉機器 選び方・使い方 <https://hcr.or.jp/useful/howto>

(「福祉機器 選び方・使い方 テキスト」が公開されています)

(3)住宅改修について

介護保険・高齢者自立支援住宅改修の手引き(平成30年8月)

介護保険・高齢者自立支援住宅改修の事例集(平成31年4月) 介護保険課で配布しています

国土交通省 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/koureishahou-kokuji1301.htm>

建築資材メーカーのカatalogやホームページでは、この指針をわかりやすく、図や写真も使って解説しています。

介護支援専門員 新任研修

生活保護制度と介護保険制度

八王子市福祉部
生活福祉総務課 医療・介護担当

生活保護制度とは

【生活保護法第1条】

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、
国が生活に困窮するすべての国民に対し、

- その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、
- その最低限度の生活を保障するとともに、
- その自立を助長することを目的とする。

生活保護の利用要件

【生活保護法第4条、第10条】

- 保護は、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

また、扶養義務者の扶養などは、すべて生活保護法による保護に優先して行なわれる。(補足性の原理)

- 保護は、世帯を単位として行う。(世帯単位の原則)

生活保護の利用要件

能力の活用

働くことが可能な方は、その能力に応じて働くこと。

資産の活用

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等をし、生活費に充てること。

他の法律や制度（他法他施策）の活用

年金や手当など、他の法律や制度による給付を受けることができる場合は、まずはそれらを活用すること。

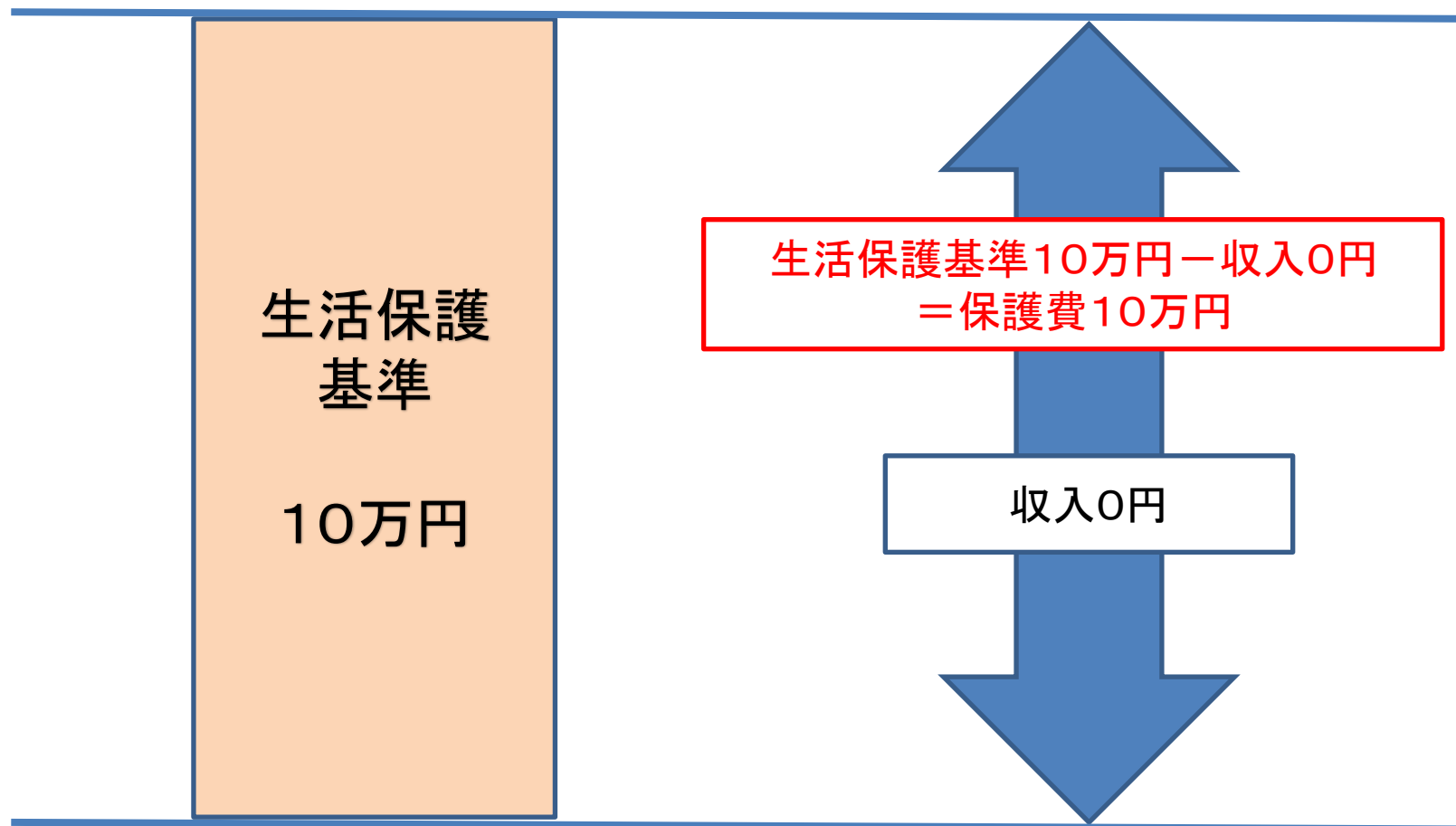
扶養義務者の扶養

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けること。

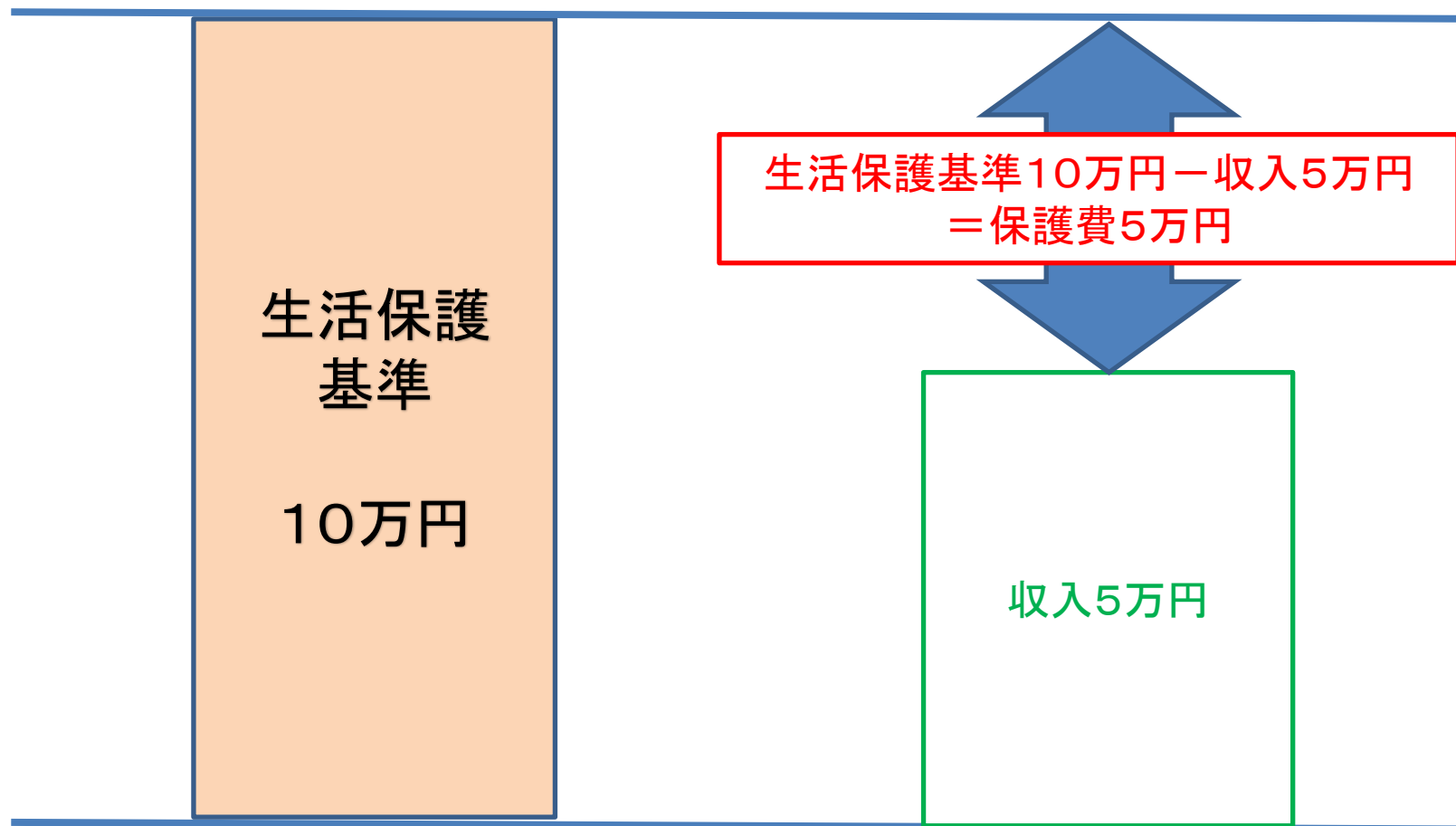
生活保護費に含まれるもの

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	(1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用 (3)特定の世帯への加算(母子加算等) 金銭給付
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で金銭給付
義務教育を受けるために必要な 学用品費	教育扶助	定められた範囲内で金銭給付
医療サービスの費用	医療扶助	定められた範囲内で 現物給付
介護サービスの費用	介護扶助	定められた範囲内で 現物給付
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で金銭給付
就労に必要な技能の修得等にか かる費用	生業扶助	定められた範囲内で金銭給付
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で金銭給付

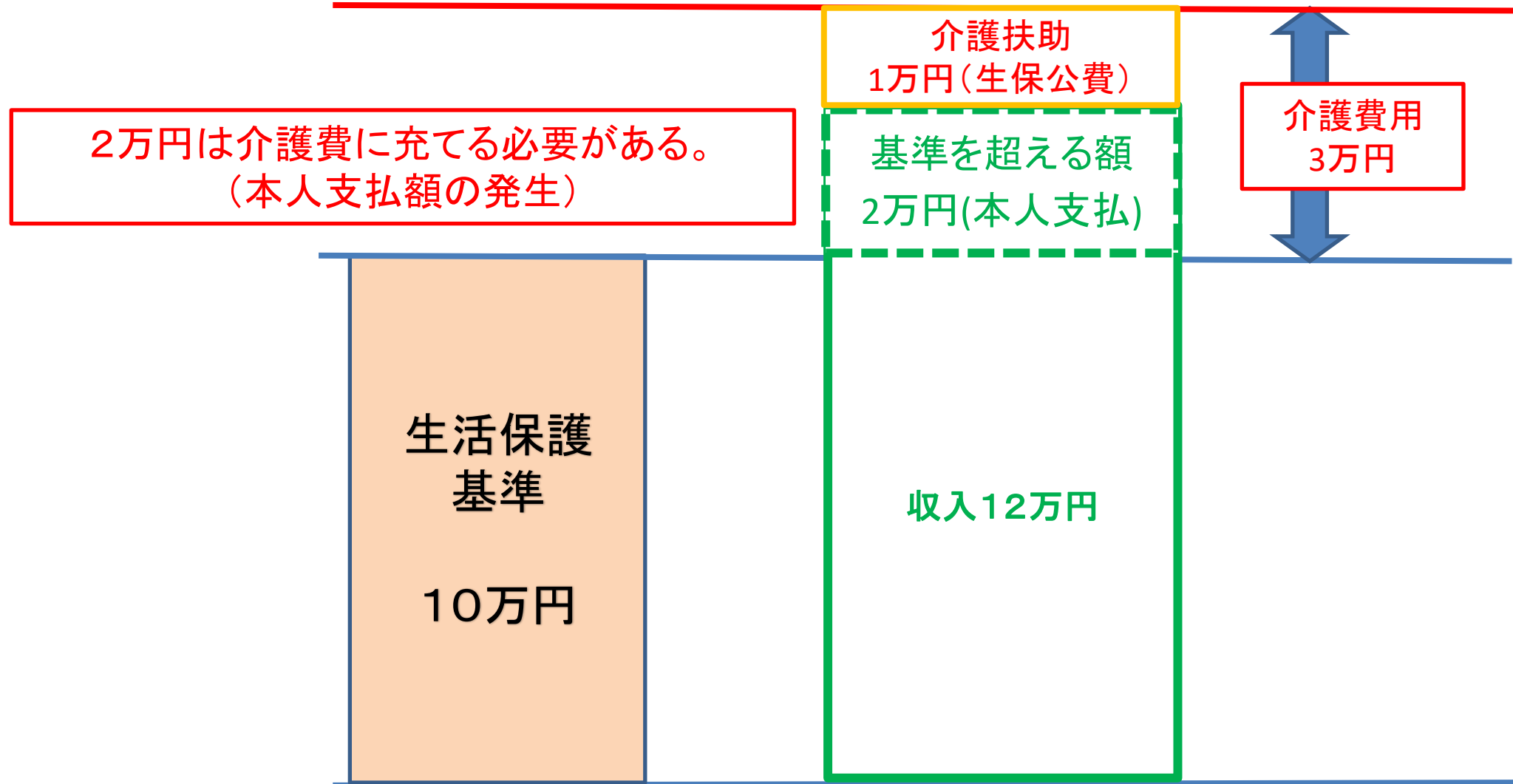
生活保護費の計算方法①



生活保護費の計算方法②



生活保護費の計算方法③



介護保険と介護扶助

第1号被保険者

対 象 : 八王子市内に住所を有する65歳以上の方
費用負担: 介護保険9割、介護扶助1割

第2号被保険者

対 象 : 八王子市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で
特定疾病に該当する方
費用負担: 介護保険9割、介護扶助1割

介護保険の被保険者以外の者 (通称: みなし2号) 被保険者番号がHから始まる

対 象 : 40歳以上65歳未満の医療保険未加入者で特定疾病に該当する生活保護利用者
住民票のない65歳以上の生活保護利用者
費用負担: 介護扶助10割

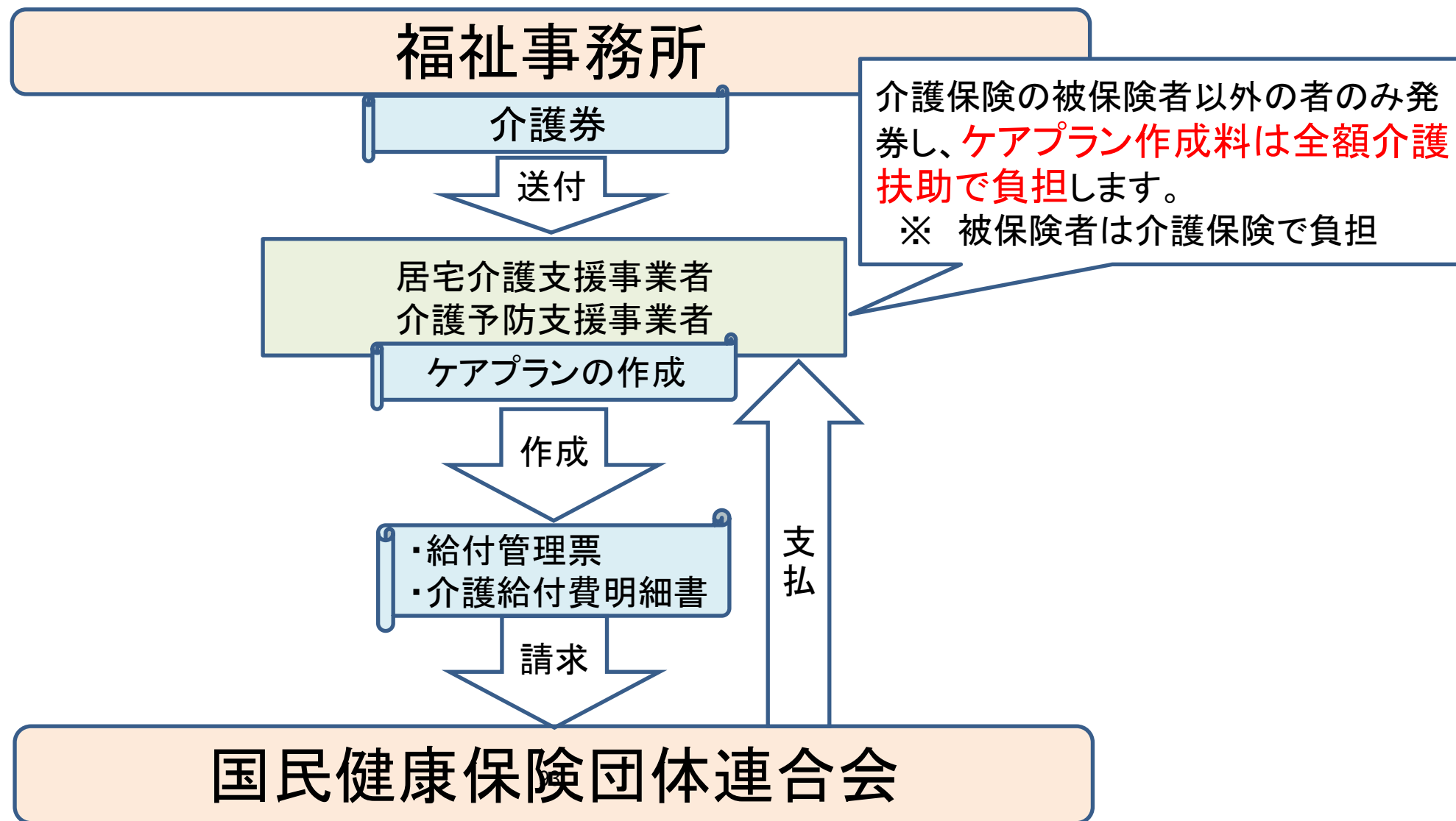
介護扶助の利用方法について

生活保護利用者の介護サービス利用開始にあたり、
ケアマネジャーは

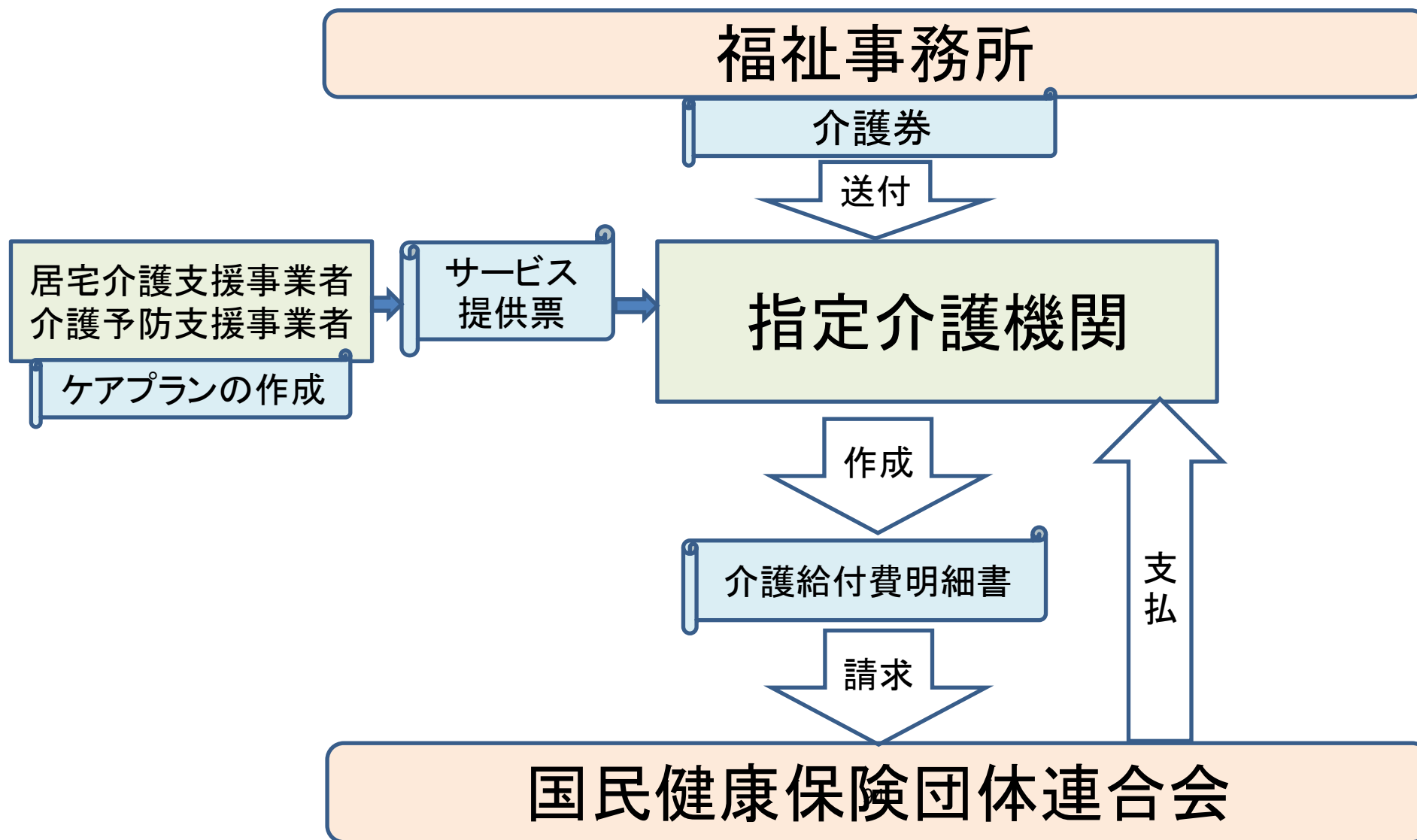
- ① 居宅サービス計画書(予防の場合は介護予防プラン)の写し
(認定の更新やサービス変更の都度)
- ② サービス利用票・別表の写し(毎月)
- ③ 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書(みなし2号のみ)

を福祉事務所(担当ケースワーカー)に提出してください。

介護扶助の請求と支払いについて



介護扶助の請求と支払いについて



介護券について

【八王子市福祉事務所からの介護券の発送】

原則、当月分をその月の**20日ごろ**に発送します。

※居宅療養管理指導について

ケアプランに基づき介護券を発行するため、居宅療養管理指導についても**必ず居宅サービス計画書等に記載**をお願いします。

※本人支払額について

負担金が発生している場合には、介護券の「本人支払額」欄に金額が記載されますので、その金額どおり本人から徴収してください。



留意事項

ケアプラン

介護扶助においては、自己作成によるセルフプランの作成は認められません。
みなし2号については、ケアプランの作成に関し、居宅介護支援事業所が生活保護法の指定介護機関である必要があります。

区分支給限度基準額を超える介護サービス

区分支給限度基準額を超える介護サービスは、介護扶助の対象とならず、全額自己負担となることから、利用できません。

みなし2号の自立支援給付活用について

みなし2号の場合、補足性の原理により、障害者総合支援法による自立支援給付が介護扶助に優先します。
身体障害者手帳等を所持している場合は、障害サービスを利用できるか確認をお願いします。

生活保護利用者の施術について

生活保護利用者があん摩・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復の給付を希望する場合には、給付基準を満たしているか確認したうえで福祉事務所が指定施術機関を選定しますので、必ず事前に福祉事務所（担当ケースワーカー）へ相談してください。

～みなし2号についての問合せ～

- 福祉部生活福祉総務課医療・介護担当までお願いします。
(八王子市役所本庁舎地下1階)
- 生活保護利用者と、介護保険1号被保険者・2号被保険者に該当している方についてのお問い合わせは、福祉部介護保険課(八王子市役所本庁舎1階)までお願いします。

指定介護機関のしおり

八王子市のホームページにて公開していますのでご参照ください。

八王子市トップページ＞くらしの情報＞高齢・介護・障害・生活福祉＞生活にお困りの方のために
＞生活保護＞指定介護機関(生活保護法・中国残留邦人等支援法)＞指定介護機関のしおり

【URL】 <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/007/003/p003918.html>

八王子市ケアマネジャーガイドライン

八王子市福祉部 介護保険課発行

第6章 生活保護(介護扶助) をご参照ください。

介護扶助に関する連絡先

八王子市役所 福祉部

生活福祉総務課 医療・介護担当

電話 介護券の発行に関する事 042-620-7370
介護扶助に関する事 042-620-7476

FAX 042-627-5956

在宅生活を支える高齢者福祉

～介護保険以外の高齢者施策～

八王子市福祉部高齢者福祉課
相談担当



介護保険以外のサービス



介護保険のサービス



民間のサービス

障害者福祉サービス

生活保護

等々…

内容

- ①在宅高齢者おむつ給付事業
- ②在宅高齢者理容・美容事業
- ③高齢者福祉電話
- ④救急通報システム
- ⑤認知症高齢者探索機器の貸与
- ⑥高齢者見守りシール
- ⑦認知症の相談窓口等ご紹介
- ⑧その他の事業

在宅高齢者おむつ給付事業

【概要】

- ・衛生の確保と経済的負担の軽減を図るため、おむつを
月に一回、配達する

(介護なびP30)



在宅高齢者おむつ給付事業

【対象者】

以下のすべてに当てはまる方

- ・65歳以上の在宅高齢者
- ・八王子市内に住所を有し、かつ、市内に居住している
- ・要介護1以上の認定を受けている
- ・高齢者が属する世帯全員が「市民税非課税」である
- ・おむつを必要としている

在宅高齢者おむつ給付事業

【利用料金】

- ・購入限度額 4,400円(税込)/月
- ・自己負担 購入金額の2割

限度額を超えて買うことも可能。
ただし、超えた分は全額自己負担

利用料金 購入限度額以内の場合

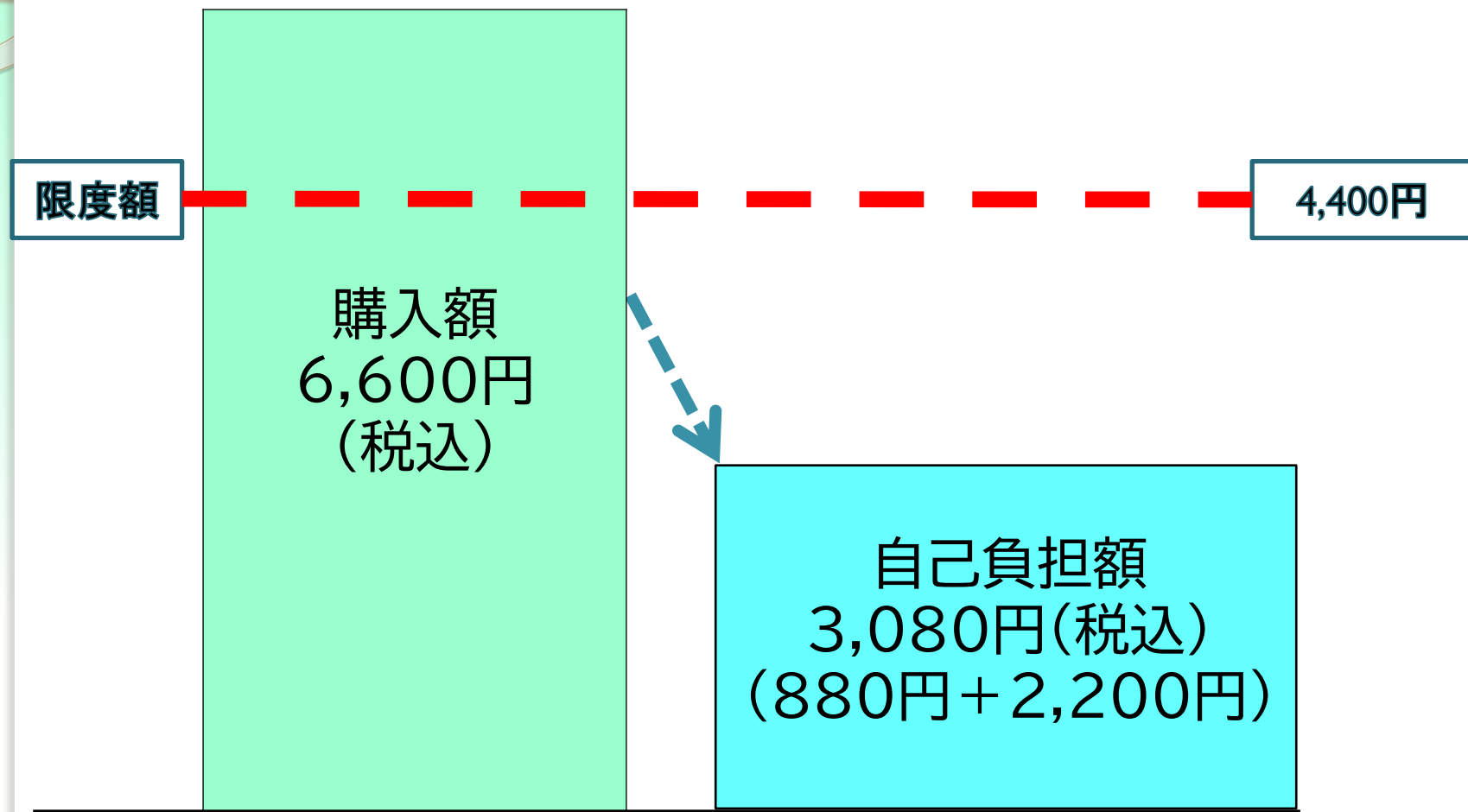
限度額

4,400円

購入額
3,300円
(税込)

自己負担額
660円(税込)

利用料金 購入限度額を超えた場合



在宅高齢者おむつ給付事業

【申請窓口】

- ・八王子市役所高齢者福祉課(1階20番窓口)
- ・各高齢者あんしん相談センター
- ・浅川事務所、由木事務所、元八王子事務所、
北野事務所、南大沢事務所
- ・八王子駅南口総合事務所(高齢担当)
…市民のみ

もしくは郵送(高齢者福祉課宛て)

在宅高齢者おむつ給付事業

【利用までの流れ】

① 申請書を提出する

※介護保険証等の本人確認書類(写し可)の提示が必要

② 市から決定通知書が届く

③ 配達業者に連絡し、希望商品の注文をする

④ 月に1回おむつが配達される

※転入者の場合は、世帯全員の非課税証明が必要。

※住所地特例の方は、介護保険証の写しの提出が必要。

在宅高齢者おむつ給付事業

【こんなときは配送業者に連絡を】

- ・介護保険の要介護が要支援1.2または非該当と認定されたとき
- ・入院または、介護保険施設に入所したとき
- ・引っ越し、又は逝去されたとき
- ・給付を必要としなくなったとき
- ・おむつの種類や数量の変更または休止を希望するとき(受付締切日は地域により異なる)

在宅高齢者おむつ給付事業

【注意】

- ・毎年7月に商品や商品金額が変わる
- ・休止期間が一年以上になった場合、再度申請をお願いすることがある
- ・市外に配達することはできない

在宅高齢者理容・美容事業

【概要】

- ・衛生の確保と経済的負担の軽減を図るため、自宅に理容師または美容師が出張し、カットを行う
(介護なびP30)



在宅高齢者理容・美容事業

【対象者】

以下のすべてに当てはまる方

- ・65歳以上の在宅高齢者
- ・八王子市内に住所を有し、かつ、市内に居住している
- ・要介護4・5及び要介護3で障害高齢者の日常生活自立度がB2以上である
- ・外出が困難である

在宅高齢者理容・美容事業

【利用料金】

- ・令和7年9月30日まで:1回1,000円
令和7年10月1日以降:1回1,500円

【利用回数】

- ・月1回
- ・4～9月申請→年度内6回利用可
10～3月申請→年度内3回利用可
年度が変わるとリセット

在宅高齢者理容・美容事業

【申請窓口】

- ・八王子市高齢者福祉課
- ・各高齢者あんしん相談センター
- ・八王子駅南口総合事務所(高齢担当)
…市民のみ

もしくは郵送(高齢者福祉課宛て)

在宅高齢者理容・美容事業

【利用までの流れ】

- ① 申請書を提出する(理容か美容を選択)
※介護保険証等の本人確認書類(写し可)の提示が必要
- ② 市から決定通知書が届く
- ③ 利用者の担当になった理容師または美容師から訪問日の日程調整の連絡が来る
- ④ 理容師または美容師が訪問しカットする

※住所地特例の方は、介護保険証の写しの提出が必要。

在宅高齢者理容・美容事業

【こんなときは市に連絡を】

- ・介護保険施設に入所したとき
- ・利用者の要介護度が要件に当てはまらなくなった場合

高齢者福祉電話

(介護なびP29)

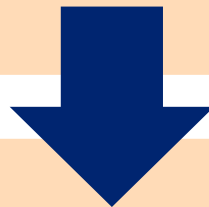
もしものときにボタンひとつで家族等に電話ができる機器の貸与



本体

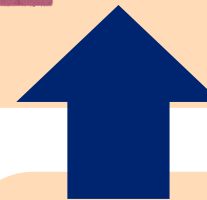


付属(発信のみ)



緊急連絡先(家族等)へ電話

117



月に1度の電話訪問

高齢者福祉電話

【対象者】

以下のすべてに当てはまる方

- ・65歳以上の高齢者のみ世帯
(日中独居不可)
- ・八王子市内に住所を有し、かつ、
市内に居住している方
- ・電話でお話できる方
- ・心身の状況で閉じこもりがちな方

※ただし、電話回線がNTT回線に限る。

高齢者福祉電話

【利用料金】

- ・新規設置工事料 3,190円(税込)～※
(生活保護利用者は自己負担なし)

※電話料金に合算し請求されます。

工事料はご利用になるお宅によって
若干異なる場合があります

【申請窓口】

対象者が住んでいる地域を担当する
高齢者あんしん相談センター

高齢者福祉電話

【利用までの流れ】

- ①高齢者あんしん相談センターへ申請希望を申し出る
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取る
- ③申請する
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者より機器設置の連絡
- ⑥機器設置

高齢者福祉電話

【こんなときは市に連絡を】

- ・利用者が施設入所や逝去されたとき
- ・長期入院で電話訪問を休止したいとき
- ・電話訪問を止めたいとき

救急通報システム (介護なびP29)

ボタンひとつで救急車の要請や
健康相談ができる機器の貸与



本体



付属(発信のみ)

電話健康相談
月1回の電話訪問



救急車を要請



救急通報システム

【対象者】

以下のすべてに当てはまる方

- ・65歳以上の高齢者のみ世帯
- ・八王子市内に住所を有し、かつ市内に居住している方
- ・心疾患、脳疾患、呼吸器疾患など緊急性のある身体上の慢性疾患により、何度も救急車を呼んだことがある方、もしくはそれに準じる状況になったことがある方。
- ・日常生活を営むうえで、常時注意を要する状態にある方

救急通報システム

【利用料金】

新機器 484円(税込)/月

(旧機器 462円(税込)/月)

ただし、利用者が住民税非課税の場合は無料

【申請窓口】

利用希望者が住んでいる地域を担当する
高齢者あんしん相談センター

救急通報システム

【利用までの流れ】

- ①高齢者あんしん相談センターへ申請希望を申し出る
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取る
- ③申請する
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者より機器設置の連絡
- ⑥機器設置



救急通報システム

【こんなときは市に連絡を】

- ・利用者が施設入所や逝去されたとき
- ・電話訪問を休止したいとき

福祉電話と救急通報システム

	福祉電話	救急通報システム
対象者	心身の状況で閉じこもりがちな方	緊急性がある病気で常に注意が必要な方
連絡先	親族等の緊急連絡先	コールセンター及びコールセンターから救急要請
回線	NTT回線に限る	NTT回線が好ましいが他の回線でも可

・救急通報システム希望多いが・・・

認知症高齢者探索機器の貸与

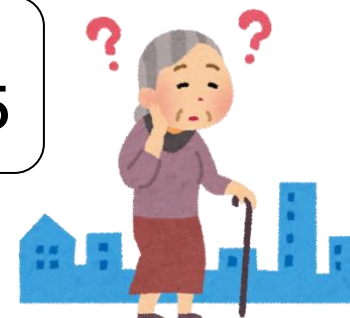
【概要】

(介護なびP29)

- ・認知症により道に迷うことのある高齢者を介護している家族に、GPSを利用した機器を貸与
- ・日常生活賠償特約付き
- ・専用の靴に機器をセットできる



大きさ(単位mm)
縦47.5×横38.5×厚さ11.85



認知症高齢者探索機器の貸与

【対象者】

以下のすべてに当てはまる方

- ・GPSを持つ方が八王子市内に住所を有している
- ・認知症により道に迷うことがある方
(64歳以下の若年性認知症の方を含む)
を、在宅で介護している親族等

認知症高齢者探索機器の貸与

【利用料金】

- ・申請者が市内在住： 242円(税込)/月
- ・申請者が市外在住：2,420円(税込)/月
- ※申請者＝GPSで行方不明者を探す人
- ※申請者とGPSを持つ高齢者等が生活保護利用者なら免除
- ※靴は市の補助がない。参考9,900円(送料別)

【申請窓口】

GPSを持つ高齢者等が住んでいる地域を担当する高齢者あんしん相談センター

認知症高齢者探索機器の貸与

【利用までの流れ】

- ①高齢者あんしん相談センターへ申請を申し出る
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取る
- ③申請
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者より書類が届く
- ⑥書類を返送すると機器が送られてくる

【こんなときは市に連絡を】

利用者が施設入所やお亡くなりになったとき、
不要になったとき

高齢者見守りシール

(介護なびP29)

【概要】

・外出時、行方不明になるおそれのある高齢者(若年性認知症の方を含む)の衣服や持ち物等にシールを貼ることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者も家族等もお互いに個人情報を出さずに直接やり取りをすることが可能

※認知症高齢者探索機器(GPS)と併用可能

高齢者見守りシール



高齢者見守りシール

【対象者】

- ・八王子市に住所があり、在宅で行方不明になる恐れがある認知症等の高齢者（若年性認知症の方を含む）
- ・その他の理由により必要と認められる方

高齢者見守りシール

【利用料金】

3,960円(税込)

※1回の支払いで廃止まで利用できる

※生活保護利用者は免除

高齢者見守りシール

【利用までの流れ】

- ①高齢者あんしん相談センターへ申請を申し出る
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取る
- ③申請
- ④市から決定通知書と納付書が届く
- ⑤納付書で利用料を支払う
- ⑥市からシールと利用方法のパンフレットが届く
- ⑦登録センターへ電話して登録する

高齢者見守りシール(参考)

「みまもりあいアプリ」(無償)

The screenshot shows the registration interface of the 'Mimamori Ai' app. At the top, there are two radio buttons: '緊急連絡先ID' (Emergency Contact ID) which is selected, and '電話番号' (Phone Number). Below this is a text field containing '0123456789'. A note states: '* 個人情報を守るID番号が必要な方は「みまもりあい」検索 or <http://mimamoriai.net>'. The next section is for '性別・年齢 *必須' (Gender・Age *Required). There are radio buttons for '男性' (Male) and '女性' (Female), with '女性' selected. The age is entered as '89' in a text field followed by '歳'. Below this is a section for '顔写真 (検索時に顔がわかる大きさで)' (Face Photo (Size that can be recognized when searching)). It includes a placeholder 'No image', a 'カメラ' (Camera) button, a '選択' (Select) button, and a '削除' (Delete) button. The next section is '特徴 (呼び名、身体特徴、素行など)' (Features (Nickname, Physical Features, Character, etc.)). It contains the text '声掛けする際の呼び方: ゆきちゃん' (How to call when talking: Yuki-chan) and 'だいたいの身長: 148' (Approximate height: 148). At the bottom, there are three buttons: '保存確認' (Save Confirmation), '検索依頼' (Search Request), and '見つかりました' (Found). Below these are two video player thumbnails: 'アプリ(検索依頼編)' (App (Search Request Edition)) and '緊急連絡ステッカー' (Emergency Contact Sticker).

アプリを通じて、行方不明
の高齢者の家族等が、
指定された距離圏内に
いる同じアプリをダウン
ロードしている「協力者」
に対し、個人情報を保護
しながら検索を呼びかける
ことが可能
(ダウンロード任意)

QRコードから
このアプリが
取得できます



アンドロイド



iPhone

認知症の相談窓口等ご紹介

◆認知症地域支援推進員

高齢者あんしん相談センター（市内21か所）には認知症支援の専門員「認知症地域支援推進員」がいます。
お気軽にご相談ください。

◆八王子市認知症まるごとガイドブック（ケアパス）

認知症の症状の変化に合わせてどのようなサービスや支援があるかをまとめたもの。

配布は市役所、高齢者あんしん相談センター等
窓口またはQRコードからダウンロード可 ➡



◆BPSDケアプログラム

環境や接し方等で起こる様々な認知症の行動・心理症状（BPSD）
を見える化し、一貫したケアを提供するためのもの。
研修等を行い認知症ケアの質の向上を推進している。

その他の事業

- ・入院おむつ代助成

医療保険適用の病院に入院されている要介護4以上の方におむつ代の一部を助成する

- ・家族介護慰労金

在宅で介護保険サービスを使わず介護をする同居の家族に年1回10万円を給付する

- ・賃貸代行保証料補助

住宅の賃貸で親族等保証人がいないため保証人を代行する制度を利用する際、利用料の一部を補助する

- ・生活支援ショートステイ

在宅の生活が一時的に困難となった高齢者を養護老人ホームで一時保護する

成年後見人がいる人の手続き

◎成年後見人の印鑑(朱肉を使うもの)

◎登記事項証明書

各種申請手続きをする際に、通常の持ち物の他にこれらの使用・提示が必要です。

申請書に記入する内容が違う場合があります。

申請の際は、成年後見人が申請を行う場合の持ち物を電話等で問い合わせ・確認のうえに来庁されることをおすすめします。

申請書の入手方法

事業ごとの申請窓口に行くか、市のHPトップページから検索
(窓口には置いてない申請書もある)

おむつ、訪問理美容、など
キーワードを入れると各事業
のページが表示されます。

キーワードで検索する ▶

おむつ

検索

何をお探しですか？

目的から探す

申請や手続きから探す

よくある質問から探す

担当窓口から探す

生活場面から探す

ご意見・お問い合わせ

八王子市高齢者計画・ 第9期介護保険事業計画

本研修の構成

- 1 計画の概要
- 2 計画策定的前提～ データから見る高齢化の現状～
- 3 計画の基本的な考え方

計画の概要

八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画

【策定主体】

八王子市

【策定年月】

令和6年(2026年)3月

【計画期間】

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

本計画の位置づけ①

【法律上の位置づけ】

法律上の下記の3計画を一体的に作成

◎市町村介護保険事業計画(介護保険法第117条)

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

◎市町村老人福祉計画(老人福祉法第20条の8)

老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画

◎市町村認知症施策推進計画

(共生社会の実現を推進するための認知症基本法第117条)

本計画の位置づけ②

【八王子市の分野別計画としての位置づけ】

『八王子未来デザイン2040』における都市像2「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」の実現に向けて策定した高齢者福祉・介護保険事業に関する分野別計画

<参考>

『八王子未来デザイン2040』

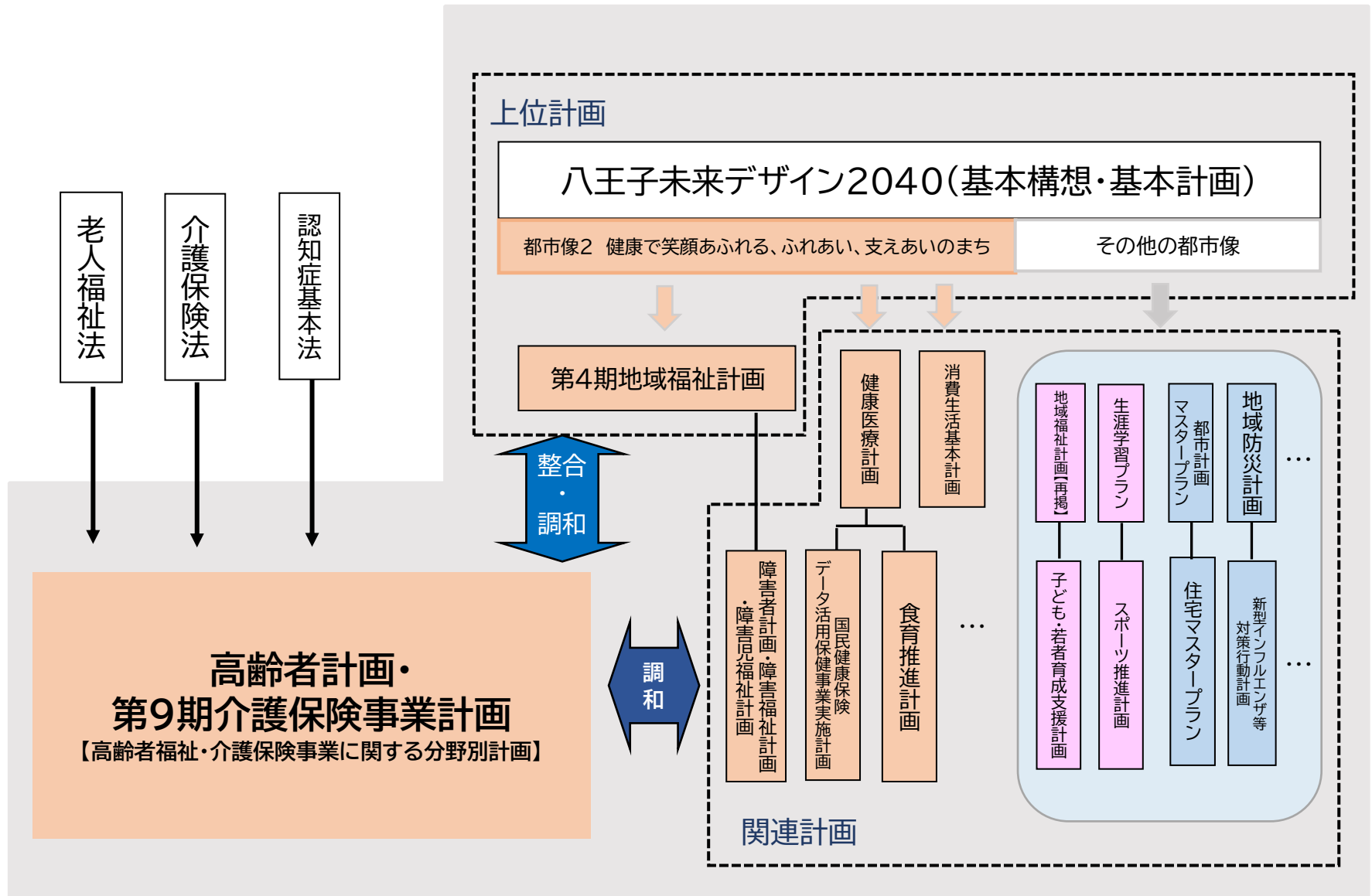
八王子市がどのような姿を目指して、何を行っていくのかをまとめた本市の最上位計画



八王子未来デザイン
2040 HACHIOJI
FUTURE
DESIGN

八王子市基本構想・基本計画

本計画の位置づけ③



計画の策定過程

八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会

- ・ 17名の委員

学識経験者、福祉保健医療関係者、

介護保険サービス事業者、地域関係者、公募市民

- ・ 計7回の審議

- ・ ワークショップ形式を取り入れて、
各施策ごとに議論



計画策定部会ワークショップの様子

計画策定の前提

～ データから見る高齢化の現状～

八王子市の基本情報

面積：186.38km²（奥多摩町に次いで都内2位）

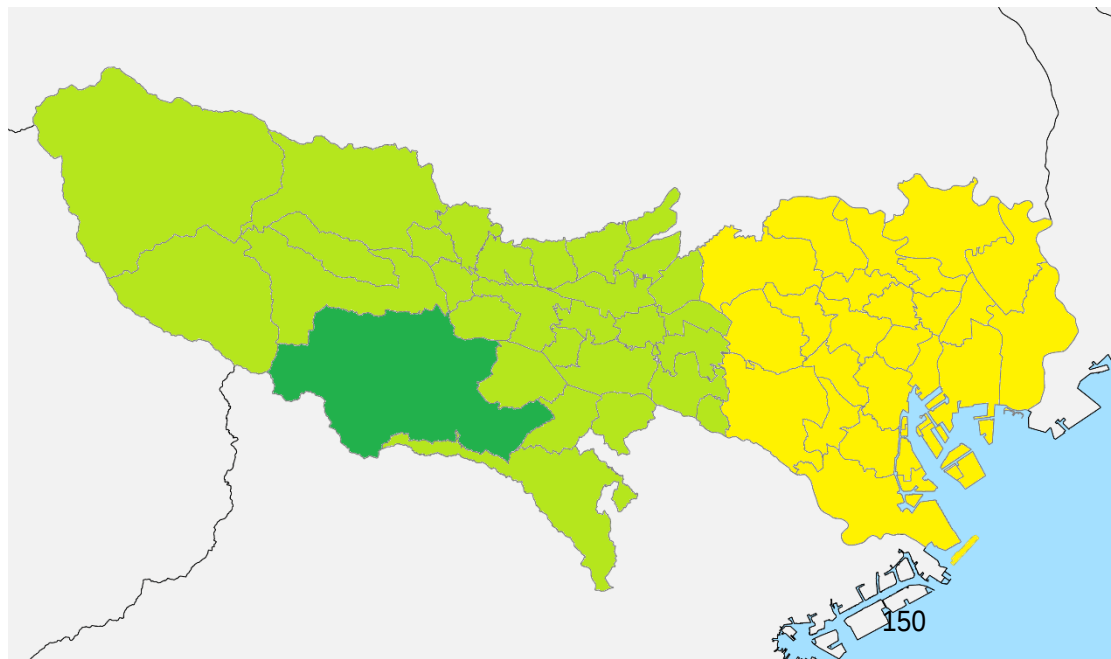
人口：約58万人（都内唯一の中核市）

中核市制度：社会的実態としての規模、能力が比較的大きな市について、事務権限を強化する制度。

中核市になるには、人口20万人以上の要件を満たした上で、政令による指定が必要。

※事業所の指定等にかかる都道府県の権限の一部が委譲

※社会福祉審議会の設置義務



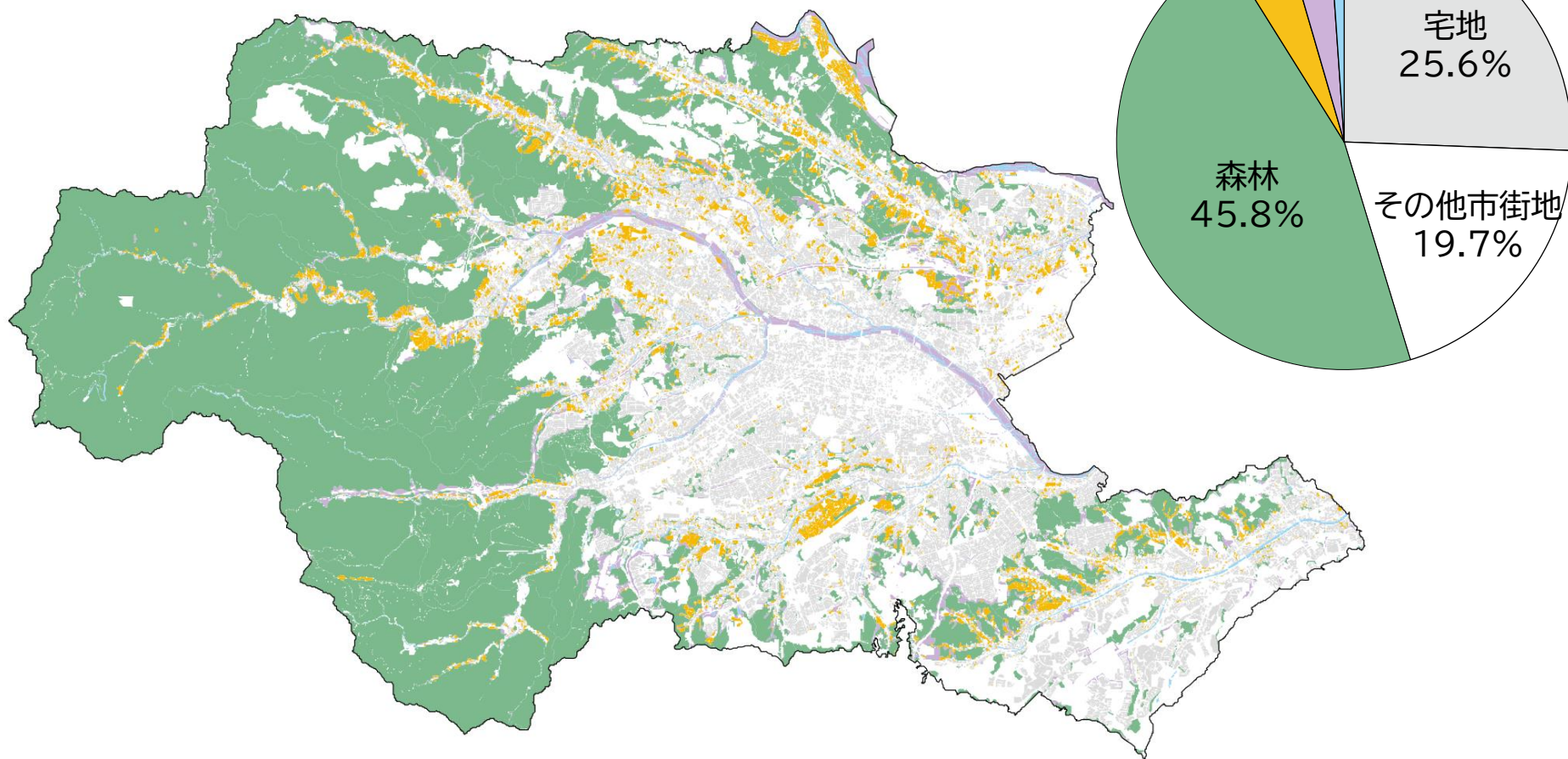
八王子市の基本情報

合併による市域の広がり



八王子市の基本情報

土地利用の現状



21の日常生活圏域

日常生活圏域

- * 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
- * 八王子市では、市内を21の日常生活圏域にわけ、圏域ごとに、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）を設置



転換期を迎える本市の人口構造

八王子市の総人口・高齢者数・高齢化率

※住民基本台帳ベース

総人口 560,913人

65歳以上人口 155,554人

高齢化率 27.7%

(65歳以上人口/総人口)

<参考>

日本の高齢化率 29.1%

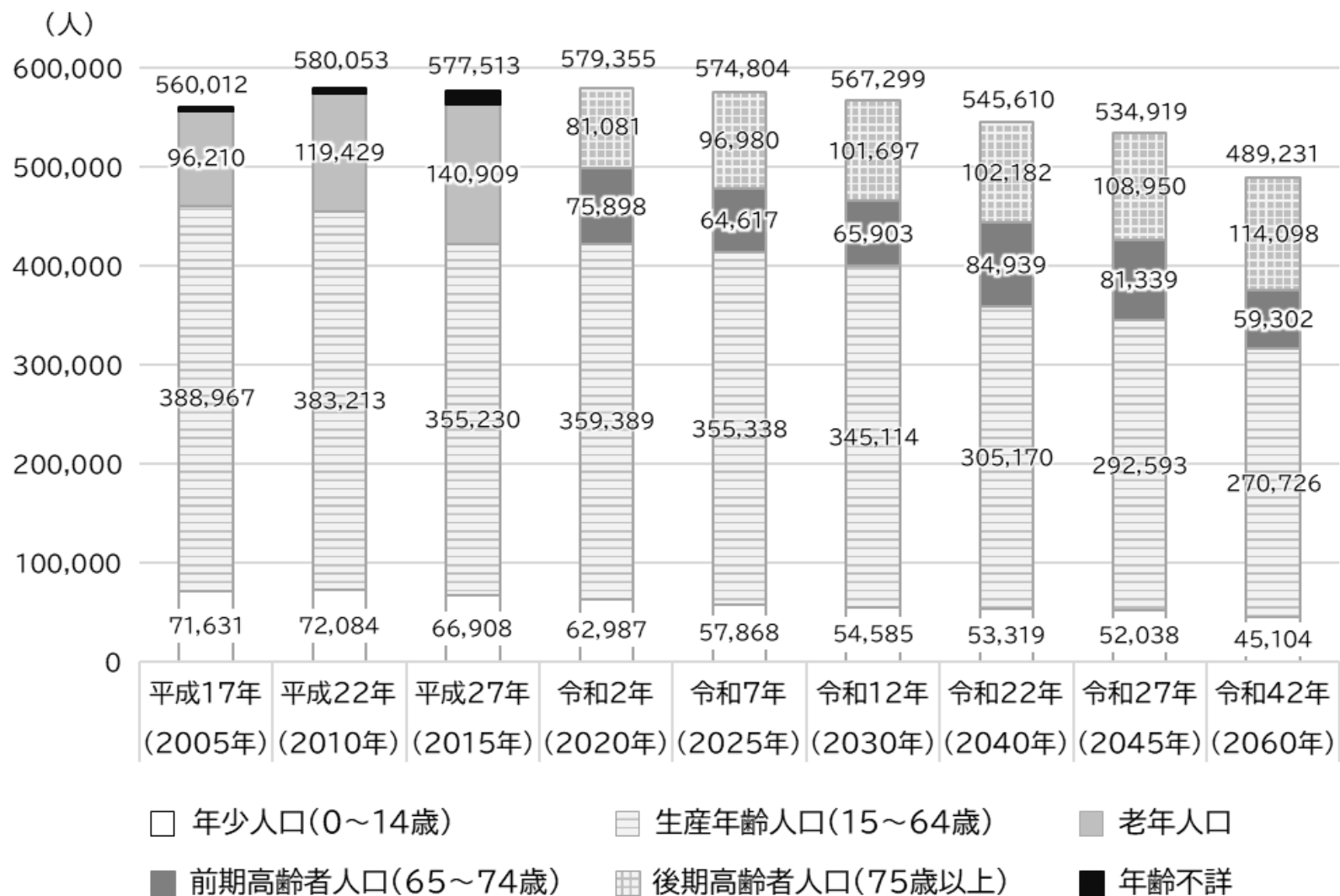
東京都の高齢化率 23.5%

※八王子市・国・都、いずれも令和5年(2023年)9月時点

転換期を迎える本市の人口構造

		現状値			推計値			推計値		
		令和5年(2023年)			令和12年(2030年)			令和22年(2040年)		
圏域	人口	圏域内 総人口	圏域内 65歳以上人口	高齢化率 (%)	圏域内 総人口	圏域内 65歳以上人口	高齢化率 (%)	圏域内 総人口	圏域内 65歳以上人口	高齢化率 (%)
中央	旭町	28,128	5,918	21.0%	29,557	6,209	21.0%	33,035	6,821	20.6%
	追分	15,049	4,021	26.7%	14,727	3,932	26.7%	14,869	3,906	26.3%
	大横	15,813	3,999	25.3%	17,387	4,283	24.6%	20,732	4,847	23.4%
	大和田	17,721	4,372	24.7%	17,599	4,770	27.1%	18,146	5,541	30.5%
	子安	26,867	6,623	24.7%	26,839	6,844	25.5%	27,904	7,359	26.4%
	中野	24,739	7,690	31.1%	23,684	7,373	31.1%	23,174	7,122	30.7%
北部	石川	32,612	8,746	26.8%	31,264	9,318	29.8%	30,650	10,464	34.1%
	左入	13,478	4,121	30.6%	12,742	3,921	30.8%	12,246	3,746	30.6%
西南部	高尾	26,842	7,850	29.2%	25,536	7,958	31.2%	24,761	8,326	33.6%
	寺田	28,020	8,521	30.4%	26,443	8,803	33.3%	25,348	9,461	37.3%
	長房	18,280	6,515	35.6%	17,312	6,336	36.6%	16,679	6,246	37.4%
	めじろ台	24,859	7,905	31.8%	24,770	7,810	31.5%	25,662	7,875	30.7%
西部	恩方	15,727	5,880	37.4%	14,137	5,674	40.1%	12,641	5,532	43.8%
	川口	28,747	9,148	31.8%	27,805	8,909	32.0%	27,607	8,799	31.9%
	元八王子	23,134	7,560	32.7%	21,984	7,490	34.1%	21,283	7,583	35.6%
	もとはち南	27,158	8,978	33.1%	26,049	9,224	35.4%	25,556	9,834	38.5%
部 東南	片倉	45,162	9,100	20.1%	45,412	10,034	22.1%	47,660	11,836	24.8%
	長沼	37,129	11,652	31.4%	35,319	11,256	31.9%	34,243	10,990	32.1%
東部	堀之内	36,264	7,791	21.5%	36,161	9,230	25.5%	37,501	12,062	32.2%
	南大沢	54,280	13,473	24.8%	52,425	17,818	34.0%	51,944	27,250	52.5%
	由木東	20,904	5,691	27.2%	23,026	5,977	26.0%	27,527	6,577	23.9%
合計		560,913	155,554	27.7%	550,180	163,170	29.7%	529,145	182,175	34.4%

転換期を迎える本市の人口構造



転換期を迎える本市の人口構造

■転換期① 2025年 ～後期高齢者人口が増加～

“団塊の世代”が75歳以上となり、
介護サービス需要の急増が見込まれる。

■転換期② 2045年 ～老年人口のピークから人口急減へ～

“団塊ジュニア世代”が65歳以上となり、
老年人口のピークを迎える見込み。

生産年齢人口が年々減少する中、
この2つの転換期を乗り越え、
介護サービスの提供体制をいかに維持するかが課題

転換期を迎える本市の人口構造

■一人暮らし高齢者数の増加

	現状値	推計値	推計値	推計値
	令和4年度 (2022年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
一人暮らし 後期高齢者数	9,786	12,501	12,506	14,527

※現状値は八王子市社会福祉協議会による調査結果。

※推計値は八王子市人口ビジョンにおける75歳以上単独世帯の数をもとに算出

■認知症高齢者数の増加

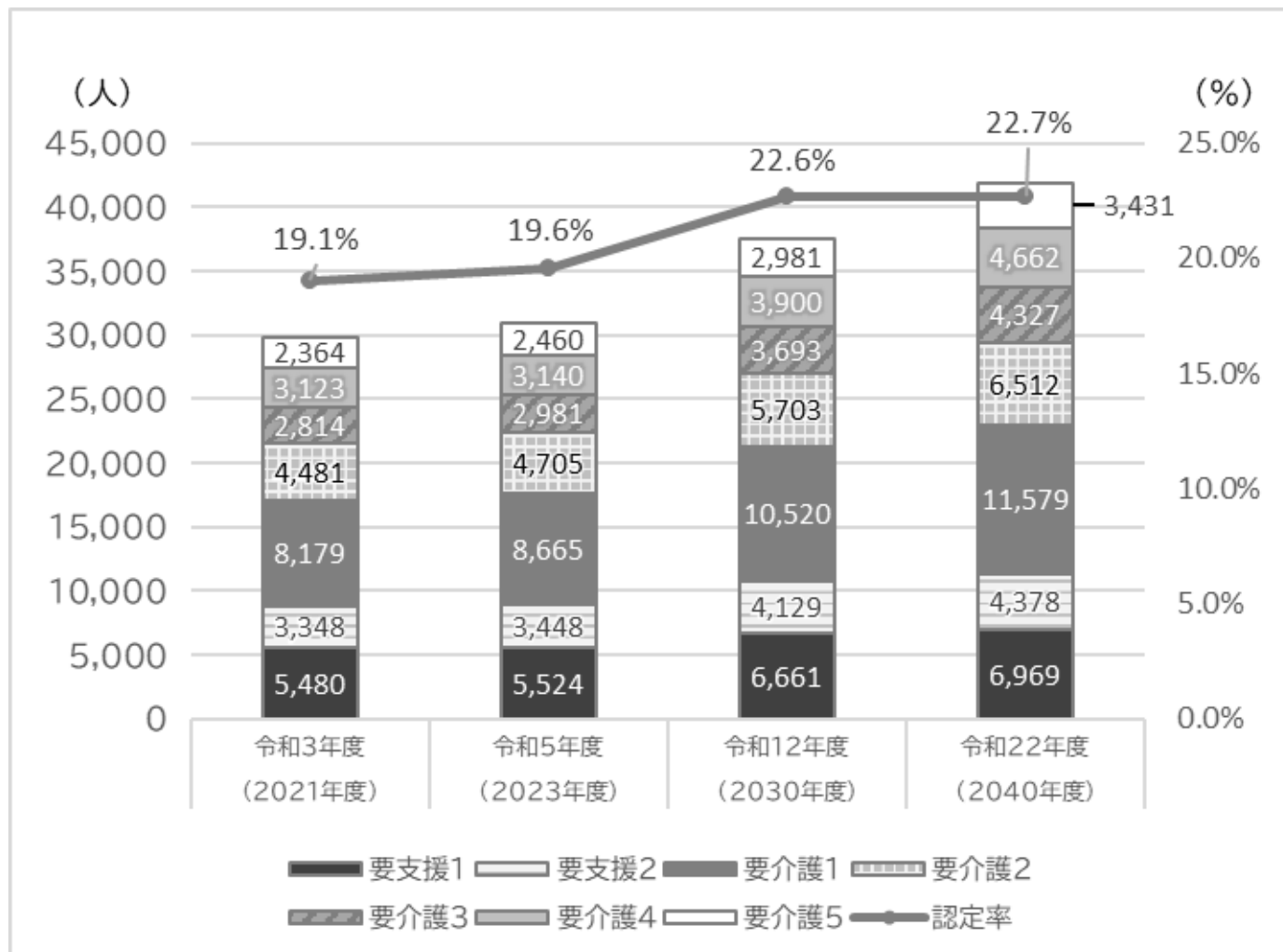
		現状値	推計値	推計値	推計値
	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和42年度 (2060年度)
認知症高齢者数	14,445	15,199	17,115	20,278	28,468

資料：福祉部介護保険課（各年度9月末時点）

※認知症高齢者…要支援認定・要介護認定を受けた第1号被保険者のうち、日常生活自立度Ⅱa以上の方

転換期を迎える本市の人口構造

■介護需要の増加



資料：八王子市福祉部介護保険課（令和5年12月時点推計）

転換期を迎える本市の人口構造

■介護人材の不足

令和4年（2022年）時点の事業所種別ごとの従業員数を基に、

- 需要：計画のサービス需要見込みに沿って変動
- 供給：採用・離職数がそれぞれ生産年齢人口に比例して変動と仮定して推計すると・・・。

〔単位：人〕

	2022	2030	2040
需要	6,695	9,856	11,162
供給	6,695	8,239	9,162
ギャップ	0	1,617	2,001

計画の基本的な考え方

計画の策定の方針

◎ビジョンに基づくゴール共有

- ・「このままだとどうなるか」「どんな未来をつくりたいか」を示す。
- ・ 市民や様々な専門職が、ともにめざす未来を目指す想いを共有。

◎ロジックに基づくルート設定

- ・「どうやってビジョンを実現するか」「うまくいっているかをどう測るか」をみんながイメージできるように「ロジックモデル」を描く。

◎エビデンスに基づく進捗管理

- ・「予定通りやる」ことが目的ではないので、
「狙った効果が出ているか」をデータを見ながら確認。
例：計画どおりイベントを開催したけど、本当に高齢者の社会参加率が上がったかな？

計画の基本理念

誰もが**安心**と**希望**をもって歳を重ねられる、**未来**につながるまち

基本理念の実現に向けた施策の柱

柱① 「安心」

出逢い、つながり、支えあう地域づくり

- 誰もが、認知症や要介護状態になっても、地域に支えられながら住み慣れた地域で自分らしく暮らしている。

柱② 「希望」

やりたいこと、なりたい自分をあきらめない環境づくり

- 高齢者が一人ひとりに合った交流・活躍の場に参加し、社会と緩やかにつながりながら介護・フレイル予防につながる活動に取り組んでいる。
- リエイブルメントや要介護状態等の改善・重度化防止が効果的に行われている。

柱③ 「未来」

世代を超えて信頼できる制度づくり

- 必要なサービスを将来にわたって安定的に提供できる体制が整っている。
- 世代を超えて納得できる負担と給付の関係が保たれている。

全体ロジックモデル



基本理念 << 柱 << 施策目標 << 主な取組

誰もが安心と希望をもって歳を重ねられる、未来につながるまち

① 安心

- 01 住み慣れた地域で、状態に応じた必要な介護サービス等が提供されている
- 02 医療と介護が一体的に提供され、在宅での生活が継続できている
- 03 高齢者が安心して暮らすことのできる住まいと住環境が整っている
- 04 高齢者の権利利益が擁護されている
- 05 認知症への理解と備えが広がり、認知症の人と共に尊厳と希望をもって暮らしている

- ・施設整備方針(第6章)に基づくサービス提供体制の整備
- ・災害時に避難行動への支援が必要な方についての、一元的な把握と個別避難計画の策定
- ・医療・介護分野の連携強化に向けた検討(基幹型地域包括支援センターの体制整備と連動)
- ・最期まで自分らしく暮らすための備えについての、市民への普及啓発
- ・生活支援と住まいの確保を連動させるための政策間連携の強化
- ・年齢や体力に合わせた、住まいについて考えるための普及啓発
- ・虐待があった際の適切な対応継続と、虐待が起きにくい環境づくりに向けた虐待防止計画の改定
- ・元気なうちから認知症に備えた意思表示等を行うための普及啓発
- ・認知症基本法を意識した、本人発信機会のさらなる強化
- ・認知症への正しい理解を広め、地域共生の社会をつくる普及啓発

② 希望

- 06 家族の負担が軽減されている
- 07 多様な職種や機関が連携して個人や地域の課題を解決している
- 08 高齢者や介護者の様々な困りごとが、身近な場所で安心して相談されている
- 09 高齢者の多様なニーズに対応する支援や見守りが、多様な主体から提供されている
- 10 それぞれのライフスタイルに合わせて社会参加を行っている
- 11 住民が介護予防に資する活動に取り組み、要支援・要介護状態になりにくくなっている

- ・ケアラー手帳の配布など、介護者を支援するための普及啓発の実施
- ・介護者同士がつながる場の整備や、高齢者や介護者への理解を広めるための普及啓発
- ・基幹型地域包括支援センターの強化や庁内の体制整備による高齢者あんしん相談センターの支援
- ・高齢者や家族を支える関係者の連携体制強化
- ・高齢者あんしん相談センターの支所的な機能を果たすシルバーふらっと相談室等の充実
- ・身近な場所で支援に関する情報が手に入る環境づくりや、地域の見守り力強化に向けた普及啓発
- ・住民主体で生活支援・移動支援を行う団体への支援
- ・てくぽによる市場サービス活用を含めた、産官連携のさらなる推進
- ・デジタル技術を活用した仕事・ボランティアのマッチングに向けた研究事業
- ・行政・福祉関係者のプロモーション力強化に向けた検討
- ・住民主体による介護予防のための通いの場(通所型サービスB)の拡大
- ・てくぽ事業

③ 未来

- 12 望む暮らしの再獲得(リエイブルメント)が可能になっている
- 13 サービスが効果的に提供され、利用者の状態改善や重度化防止につながっている
- 14 自立に向けて、必要なサービスを提供するために適切な認定が行われている
- 15 介護人材が十分に確保され、やりがいを感じながら、無理なく、効率的に働いている
- 16 高齢者福祉や介護保険事業について、EBPMの考え方と手法が定着している

- ・窓口での相談を効果的なリエイブルメントにつなげるための対応フロー整備
- ・リエイブルメントに向けたサービス(通所型サービスCなど)と生活支援コーディネーターの連動強化
- ・ケアプラン点検やケアマネジャーガイドライン作成による、ケアプランの質の向上支援
- ・状態改善や重度化防止の成果公表など、事業所の努力を後押しする取組の検討
- ・基本チェックリストの積極的な活用
- ・認定状況の自治体間比較データ等の分析と共有
- ・資格取得の補助や研修事業、介護の仕事の魅力発信
- ・事業所の生産性向上などに向けた支援
- ・データ連携・分析のための「EBPM(根拠に基づく政策立案)プラットフォーム」の構築
- ・費用対効果分析に基づく事業の見直しや外部委託による大規模化の流れづくり

8つの重要テーマ

P37～39

- ① 高齢者あんしん相談センターの機能強化・負担軽減及び関係者の連携強化

地域包括ケアの拠点として十分に力を発揮できるよう、体制の整備や、他の支援機関・医療関係者との連携に向けた検討をすすめます。
- ② 必要とする人に支援が届く体制とつながりの強化

相談窓口や支援制度を確実に知っていただくために、行政の発信力強化や地域の「見守り力」強化など、総合的な取組をすすめていきます。
- ③ 高齢者自身が主役の介護予防と活躍促進

誰もが地域の中で生きがいと役割をもてるように、自立支援の取組や健康習慣づくり、活躍の場の創出・マッチングを推進します。
- ④ 総合的な介護人材対策

人材獲得と生産性向上を両輪にしつつ、介護予防や認定・給付の適正化を含めた総合的な取組をすすめます。
- ⑤ 「若い」に備える文化づくり

元気なうちから介護予防を意識することに加え、住まいや財産の管理・処分、望む最期などについて話し合う文化を醸成していきます。
- ⑥ 認知症の人とその家族の想いを中心に置いた、認知症と共に生きる社会づくり

認知症に関する正しい理解を深めるとともに、本人発信や社会参加の機会を充実させ、また家族にも寄り添った支援を行います。
- ⑦ データ活用やDX、産官連携による、持続可能で実効性のある事業展開

限られた人員・予算で多くの方の暮らしや健康を支えていくため、データやデジタル技術、民間の力を積極的に活用します。
- ⑧ 行政と現場が一体となった「介護DX」の推進

介護現場の業務や行政手続きのDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進するプロジェクトチームを設置します。

皆さまへの期待 ～ 2つの重要キーワード ～

つながる

複雑化する課題に対して、さまざまなつながりを活かした支援が必要

- ・ 住まいの確保(計画P●●など)
- ・ 終活、ACP
- ・ 家族の課題や虐待(かも)事例の発見と共有
- ・ 民間企業、地域団体、事業所などによる保険外サービスの活用
- ・ 要支援でも、要介護でも、認知症でも…。 地域の中で役割と居場所を

リエイブルメント

「元の暮らし・望む暮らし」は取り戻せる！

- ・ C型サービスだけがリエイブルメントではありません。
- ・ 本人の「本当の望み」とは？
- ・ どうやったら自信を取り戻してもらえるか